

第3期宍粟市地域福祉計画 (案)

**令和2年3月
宍 粟 市**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域共生社会とは	2
4. 計画の位置付け	3
5. 計画の期間	3
6. 計画の策定方法	4
第2章 穴栗市の現状と課題	5
1. 統計データからみる現状	5
2. アンケート調査結果からみる現状	13
3. 前計画における活動指標の状況	31
4. 現状からみえる本市における課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 施策体系	38
4. 福祉圏域	39
5. 社会福祉協議会との連携	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 地域福祉を進める担い手を育てます	41
基本目標2 みんなで支え合う仕組みをつくります	49
基本目標3 適切な支援が受けられる仕組みをつくります	55
基本目標4 安全で安心な地域をつくります	65
第5章 計画の推進体制	71
1. 計画の推進体制	71
2. 情報提供・周知	72
3. 計画の評価・検証	72
資料編	73
1. 穴栗市地域福祉計画推進会議要綱	73
2. 穴栗市地域福祉計画推進会議委員名簿	75
3. 計画策定の経過	76
4. 用語解説	77

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増加、ライフスタイルの多様化等により、人と人とのつながりや地域における支え合いの希薄化がみられるなど、地域を取り巻く状況は変化しています。こうした社会の変化を背景に、福祉を取り巻く課題は多様化・複雑化するとともに、必要な支援やサービスを利用することができない「制度の狭間」にある人の増加も課題となっています。

このような課題に対し、国では介護保険制度や生活困窮者自立支援制度、障害者差別解消法等の福祉関連法・制度の整備が進められ、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の支え合い活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。平成29年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が努力義務になるとともに、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等の各福祉関連計画の上位計画として位置付けられました。また、同年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン）が示され、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画に反映させるべき項目が示されました。

兵庫県では、平成31年3月に「兵庫県地域福祉支援計画（第4期）」を策定し、年齢、性別、障がいの有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりをめざす「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標として計画を推進しています。

宍粟市（以下、「本市」という。）では、平成27年6月に「第2期宍粟市地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「つながりで みんなでつくる 宍粟のふくし」を基本理念とし、地域福祉の取り組みを推進してきました。本市では、人口減少や少子高齢化により一人暮らし高齢者の増加や災害時における対応等、様々な福祉課題への対応が必要となっており、地域における支え合いは一層重要となっています。また、山崎・一宮・波賀・千種の各地区で地勢や人口・高齢化率等の様相が異なるため、引き続き各市民局・社会福祉協議会（社協）支部と連携した地域に根ざした取り組みが必要となります。

これらの背景を踏まえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉の更なる推進を図るべく、「第3期宍粟市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、市民と地域で活動している団体や行政が連携し、様々な課題の解決に向けて取り組むことで、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができる仕組みをつくり、持続させていくことです。

私たちが住む地域には、年齢や性別、障がいの有無、生活の状況等、事情の異なる様々な人々が暮らしており、その中には様々な地域生活課題を抱え、支援を必要としている人たちもいます。

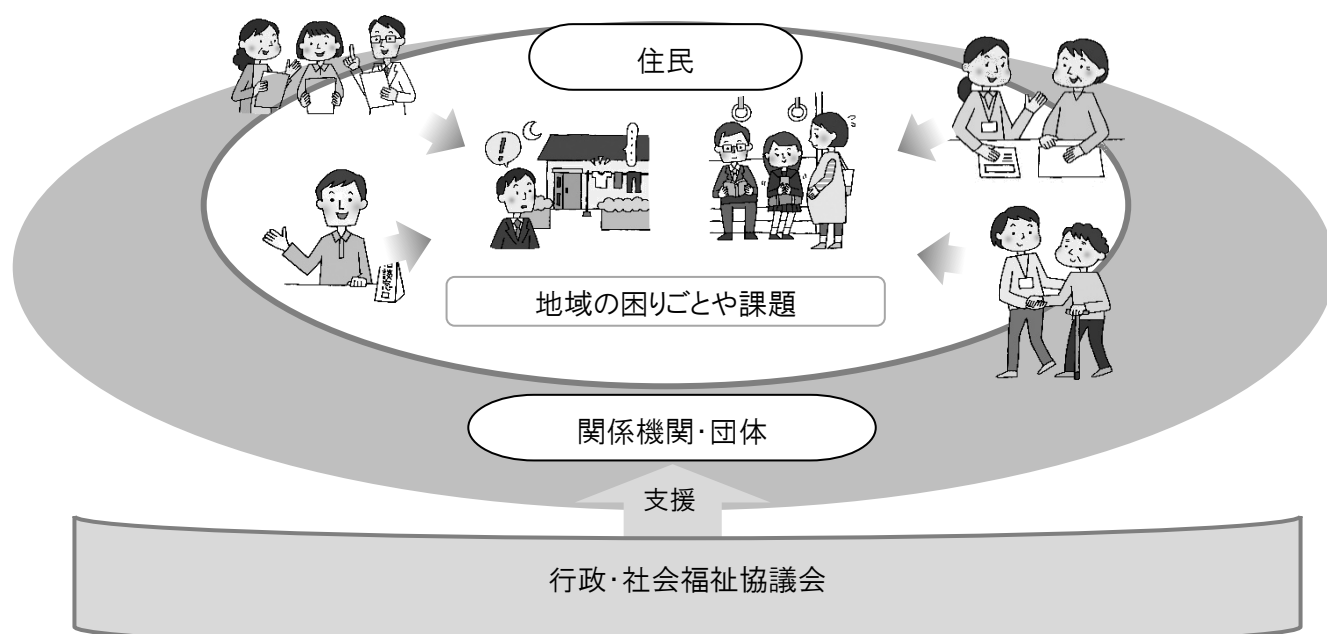
地域の課題が多様化・複雑化している中、地域生活課題の解決のためには、市民やその家族を含む地域の多様な主体が協力し、地域の様々な資源を発見・活用した取り組みが必要です。また、行政は、これら地域住民等が主体となった活動に対しての支援や相談支援体制の構築などの基盤整備を通じて、地域との協働により、互いに支え、支えられる地域社会を構築する必要があります。

3. 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、宍粟市に住むすべての人々が支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら、自分らしく活躍することができる社会のことです。

地域では、市民一人ひとりが、地域の困りごとや課題を他人事ではなく「我が事」として気づき・とらえ、世代や分野を超えて、地域の人やあらゆる地域の資源が「丸ごと」つながり、地域の困りごとや課題の解決にあたったり、適切な支援につなげる仕組みをつくるなど、地域全体で支え合う取り組みを行っていくことが大切です。

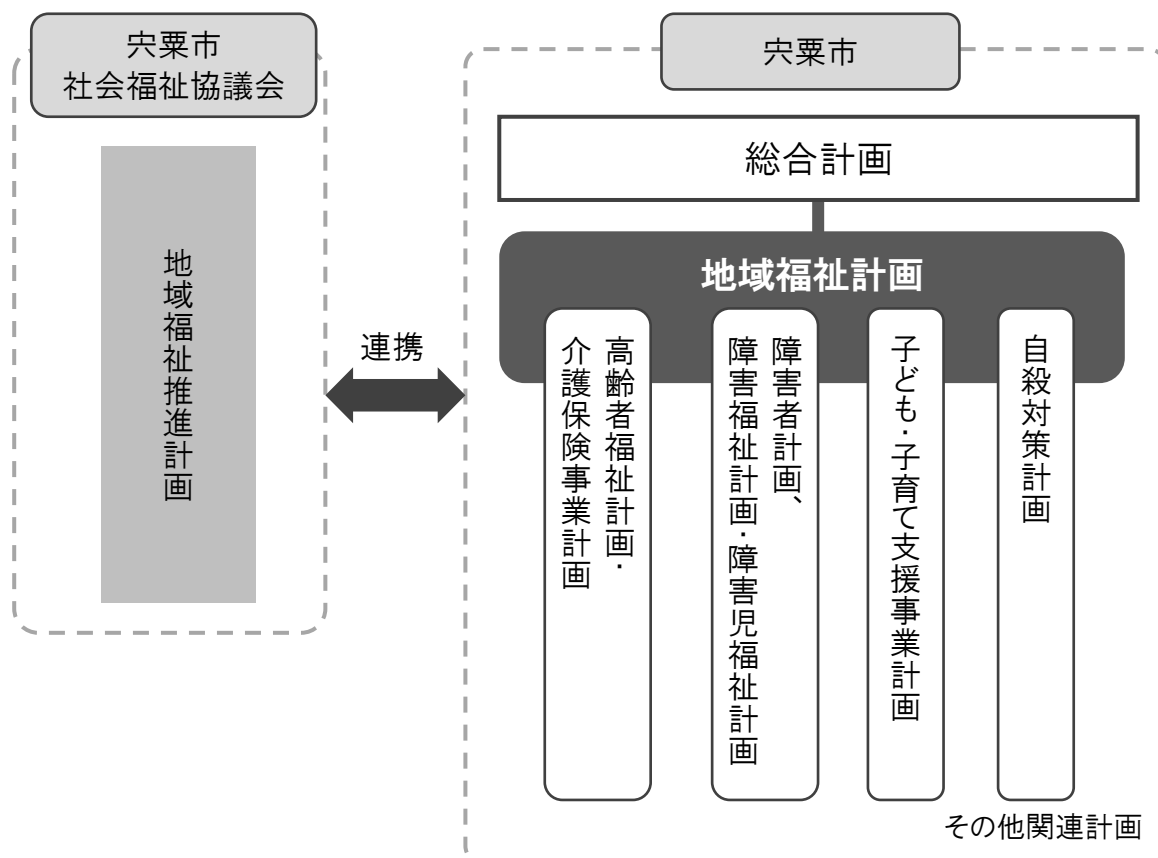
また、行政では各分野・機関が連携し、包括的な支援体制を整備し、地域の支え合いを支援していくことが必要となります。



4. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づいた「市町村地域福祉計画」であり、行政計画として地域福祉推進のための理念や方向性を示すものです。

また、本計画は「宍粟市総合計画」を最上位計画として整合を図るとともに、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、自殺対策等の各福祉関連計画の上位計画として、各計画との整合性の確保及び更なる連携を図ります。同時に、社会福祉協議会が策定している計画であり、地域住民や地域福祉に関わる住民組織等の具体的な活動内容を定める「地域福祉推進計画」とも連携を図り、計画を推進します。



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や福祉関連施策の見直し、その他関連施策と整合を図り、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2期						
	第3期(本計画)					
						第4期

6. 計画の策定方法

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

（１）アンケート調査の実施

宍粟市の市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。

- ◇調査地域　： 宍粟市全域
- ◇調査対象者： 20 歳以上の住民 2,000 人（無作為抽出）
- ◇調査期間　： 平成 31（2019）年 2 月 14 日～2 月 28 日
- ◇調査方法　： 郵送による配布・回収
- ◇回収状況　： 配布数：2,000 件、有効回収数：1,034 件（有効回答率：51.7%）

（２）宍粟市地域福祉計画推進会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「宍粟市地域福祉計画推進会議」を開催し、計画について審議を行いました。

- 第 1 回会議　平成 31 年 1 月 8 日（火）15：00～16：50
- 第 2 回会議　平成 31 年 4 月 12 日（金）15：00～17：00
- 第 3 回会議　令和元年 8 月 19 日（月）14：00～16：00
- 第 4 回会議　令和元年 11 月 1 日（金）14：00～16：15
- 第 5 回会議　令和元年 11 月 28 日（木）14：00～15：40
- 第 6 回会議　令和 2 年 2 月 18 日（火）●：●～●：●

（３）パブリックコメントの実施

計画素案について、広く市民の方々からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

- ◇実施期間： 令和元年 12 月 27 日～令和 2 年 1 月 27 日
- ◇意見総数： 2 件

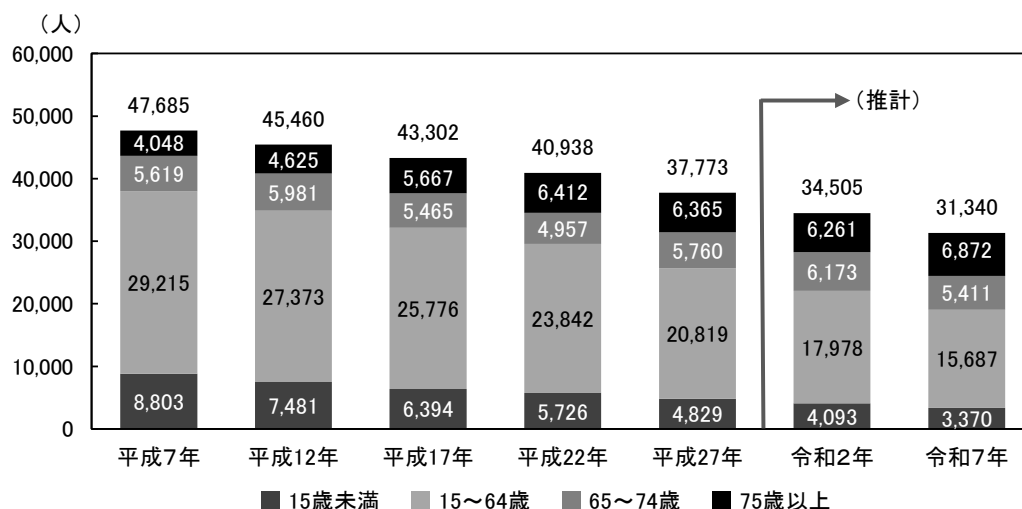
第2章 宍粟市の現状と課題

1. 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、減少を続けており、平成27年には37,773人と平成7年から約10,000人の減少となっています。年齢4区分別人口割合の推移をみると、64歳以下の割合が減少し、65歳以上の割合が増加傾向となっています。また、高齢化率は平成27年で32.1%となっており、約3人に1人が高齢者となっています。

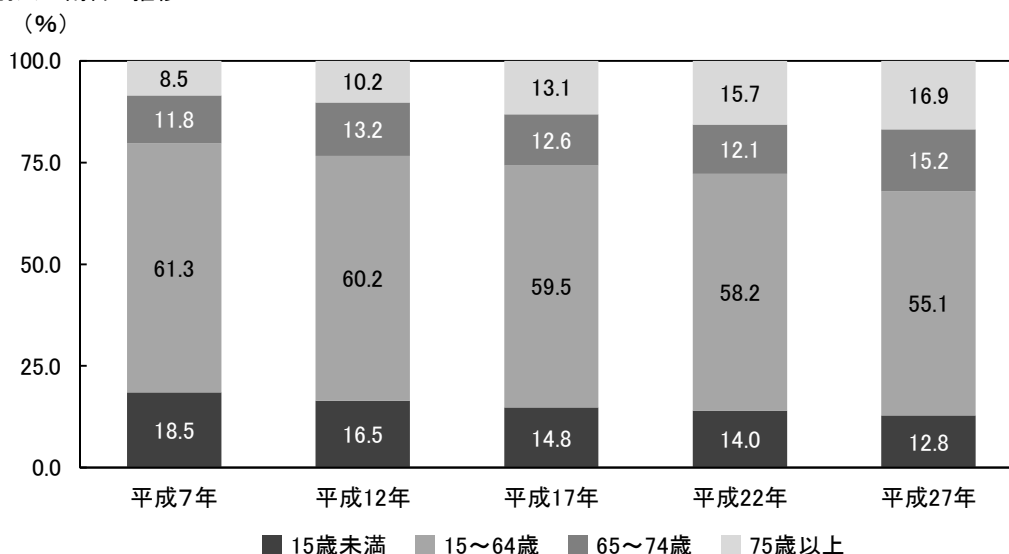
■ 年齢4区分別人口の推移



※年齢不詳を含むため、平成22年は総人口と内訳の合計が一致しない。

資料: 国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計(令和元(2019)年時点)

■ 年齢4区分別人口割合の推移

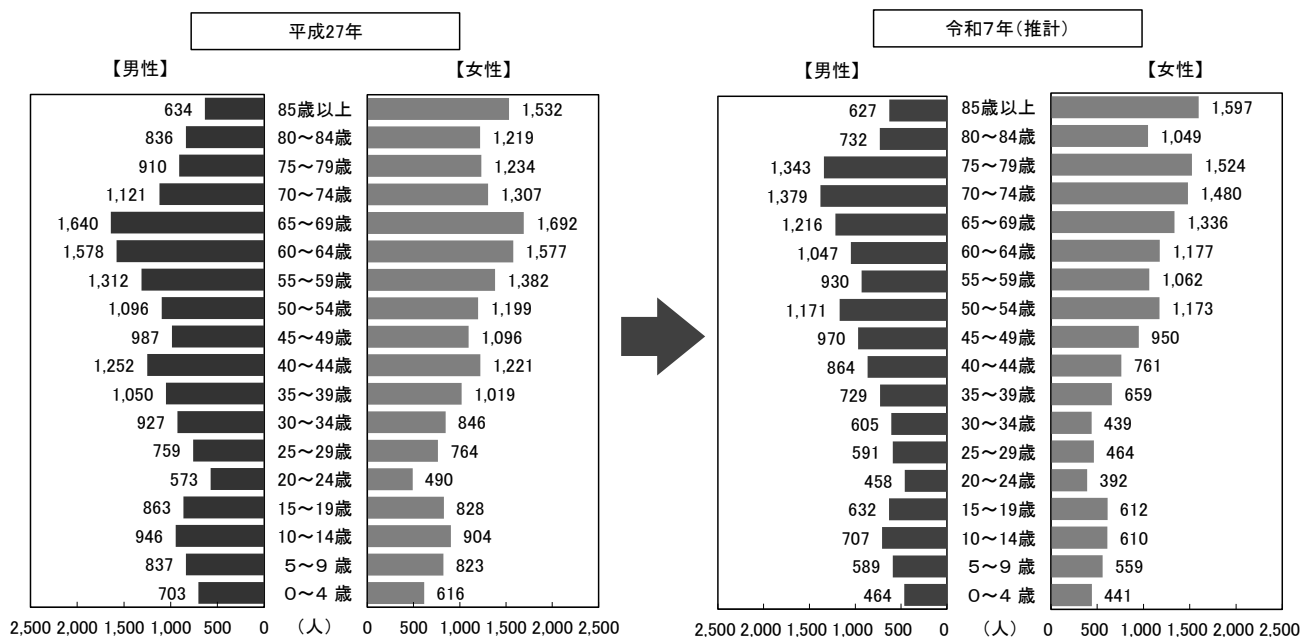


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

資料: 国勢調査

人口ピラミッドをみると、平成27年では20～24歳が少なく、60歳代が最も多くなっています。令和7年の推計結果では、70歳代が最も多くなっています。

■人口ピラミッドの変遷(実績と推計)

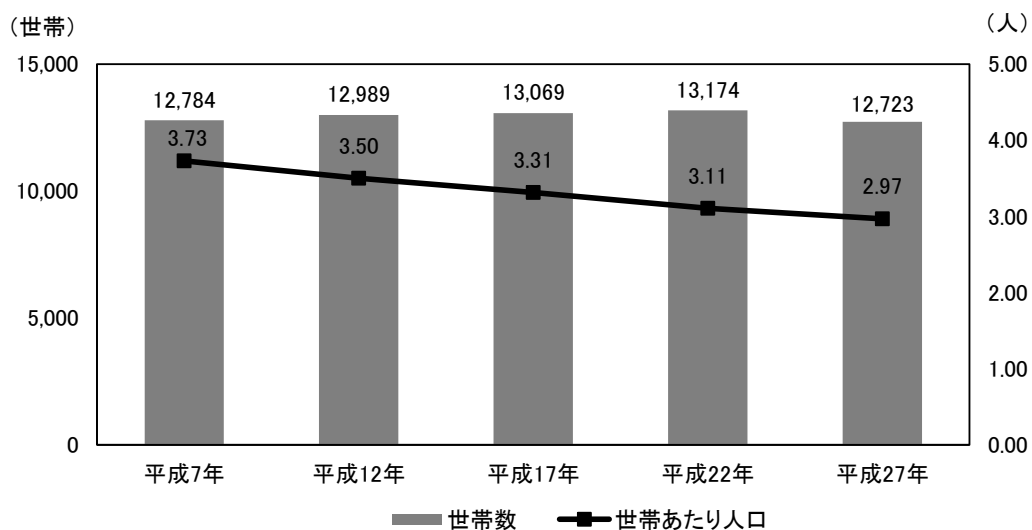


※四捨五入により合計が総人口と一致しない場合がある。

資料: 国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計(令和元(2019)年時点)

世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて、おおむね横ばいとなっており、世帯あたり人員をみると、年々減少しています。

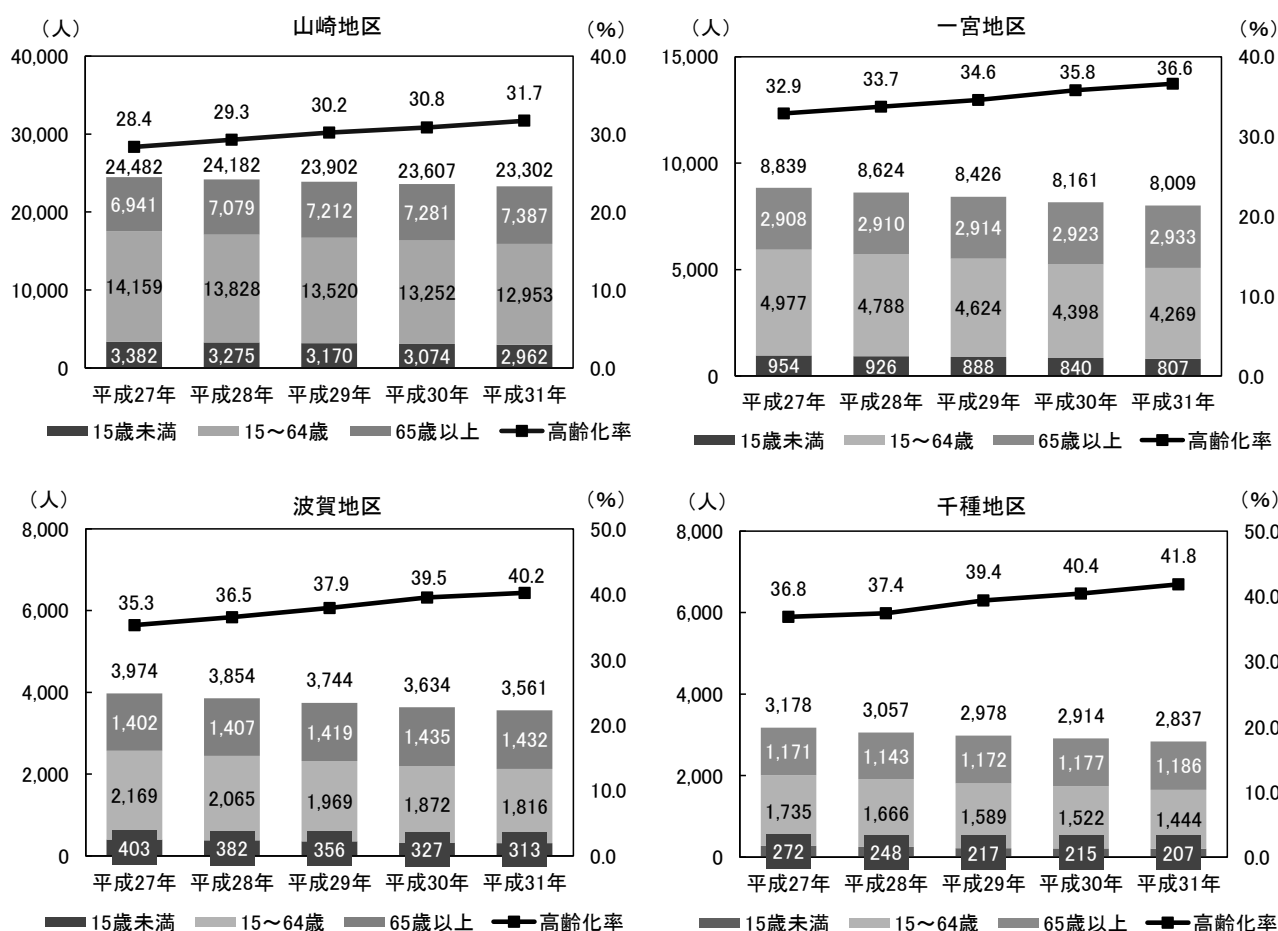
■世帯数の推移



資料: 国勢調査

市内の地区別人口の推移をみると、4地区すべてで総人口は減少しており、高齢化率は年々高くなっています。特に波賀地区、千種地区では高齢化率が40%を超えており、人口減少及び高齢化を起因とする諸問題への対策が喫緊の課題となっています。

■地区別人口の推移

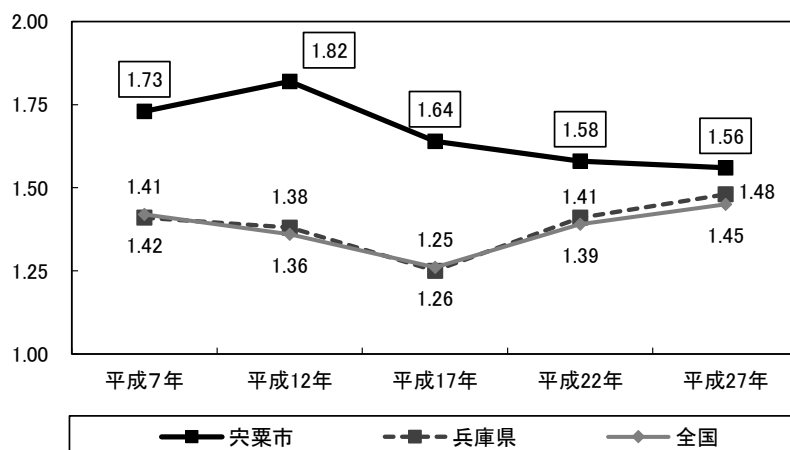


資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の推移についてみると、平成7年から平成27年にかけて、全国・兵庫県より高くなっていますが、平成12年から減少を続けています。

■合計特殊出生率の推移

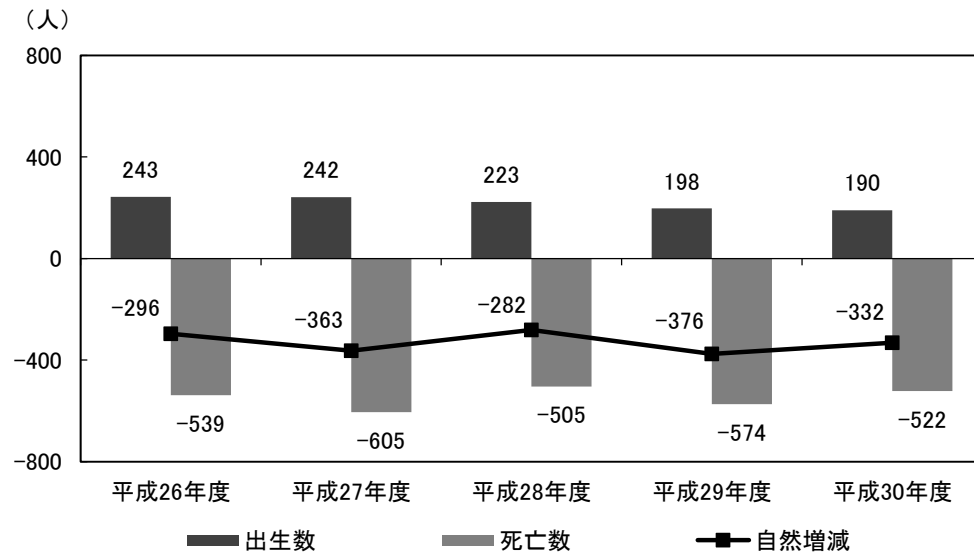


資料:兵庫県保健統計年報

(3) 人口動態の状況

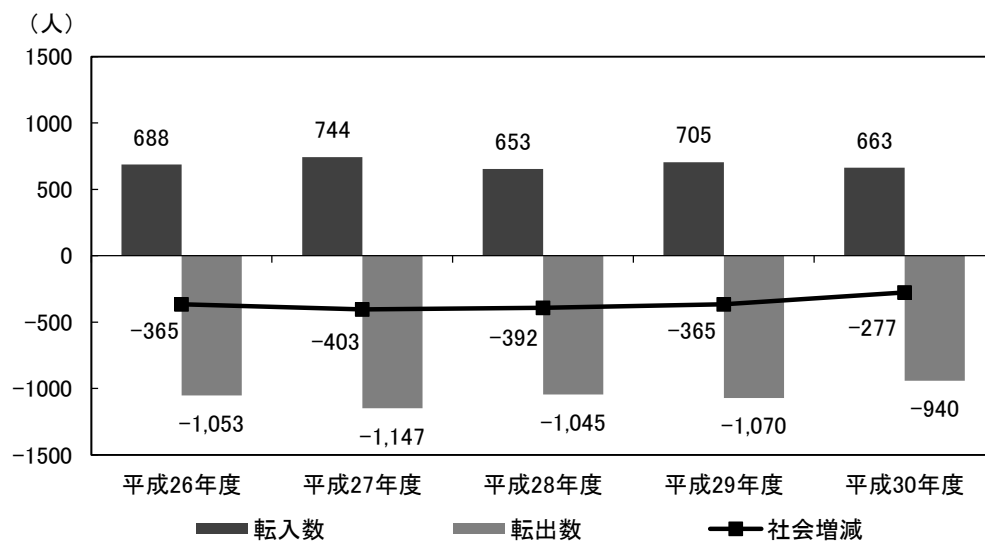
人口動態についてみると、平成26年度から平成30年度にかけて、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減、社会動態は転出数が転入数を上回る社会減となっています。

■自然動態の推移



資料: 栄栗市人口統計表

■社会動態の推移



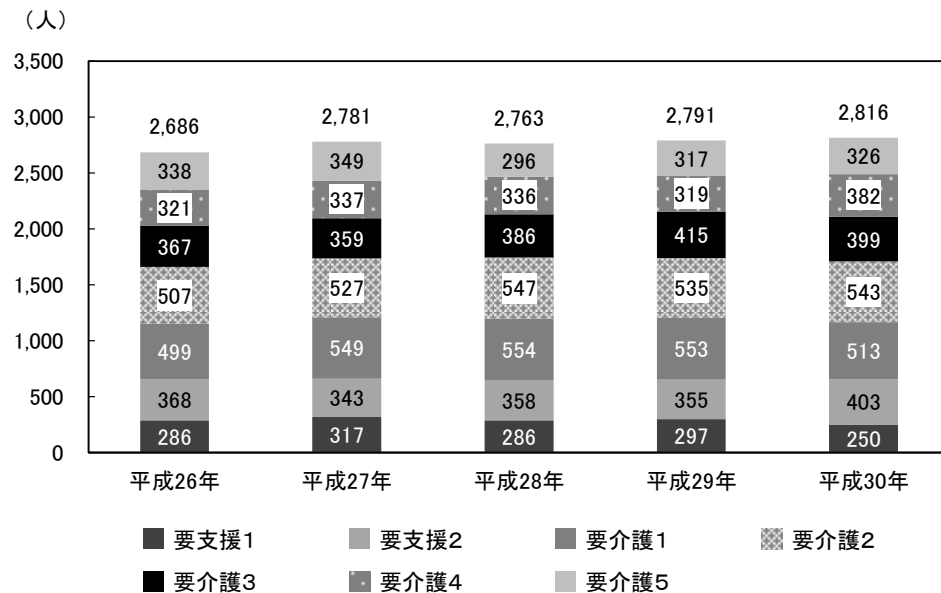
資料: 栄栗市人口統計表

(4) 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向となっており、平成26年と平成30年と比較すると、要支援1・要介護5を除いて増加しています。

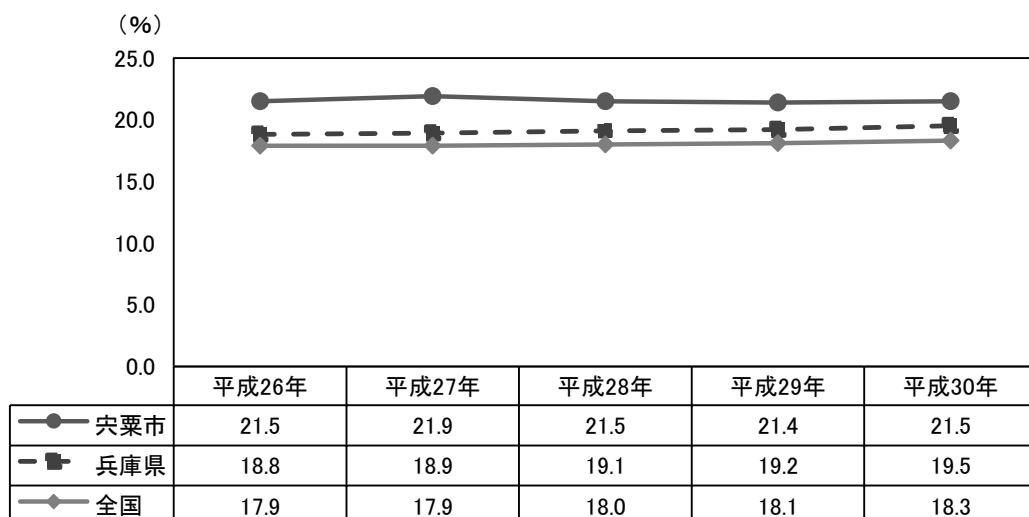
要支援・要介護認定率の推移をみると、宍粟市はおおむね横ばいで推移していますが、全国・兵庫県より高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

■要支援・要介護認定率の推移

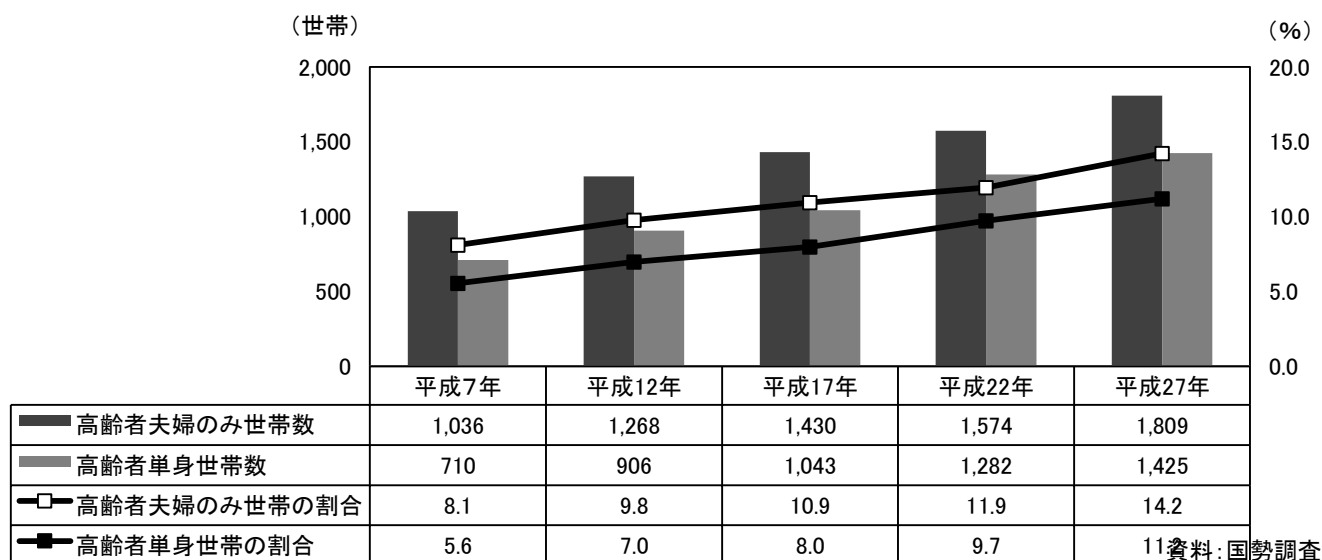


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

（５）高齢者の状況

本市の高齢者世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数ともに増加しており、高齢者単身世帯の割合は平成7年の5.6%から平成27年の11.2%と2倍になっています。

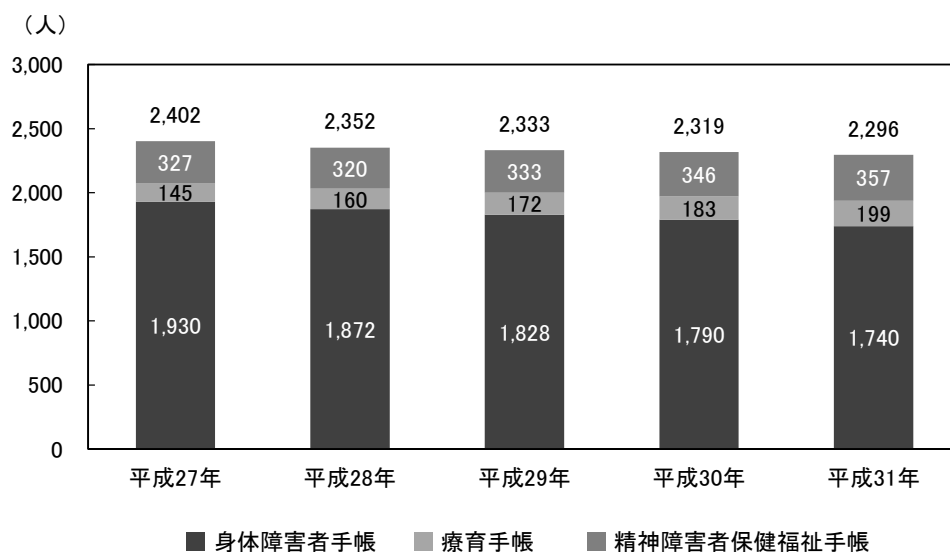
■高齢者世帯数の推移



（６）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は年々減少しています。障害種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

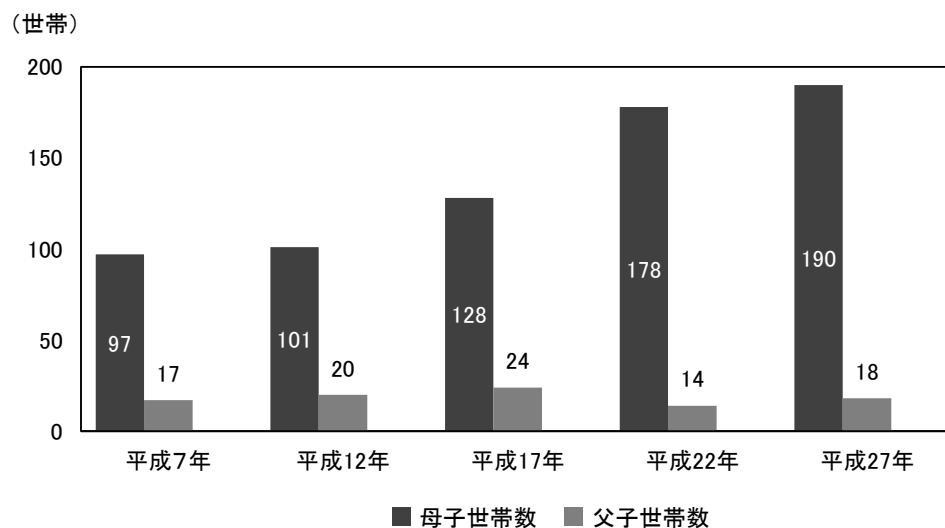


資料：障害福祉課

(7) ひとり親の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は増加しており、平成27年には190世帯となっています。また、父子世帯数は増減を繰り返しています。

■ひとり親世帯数の推移

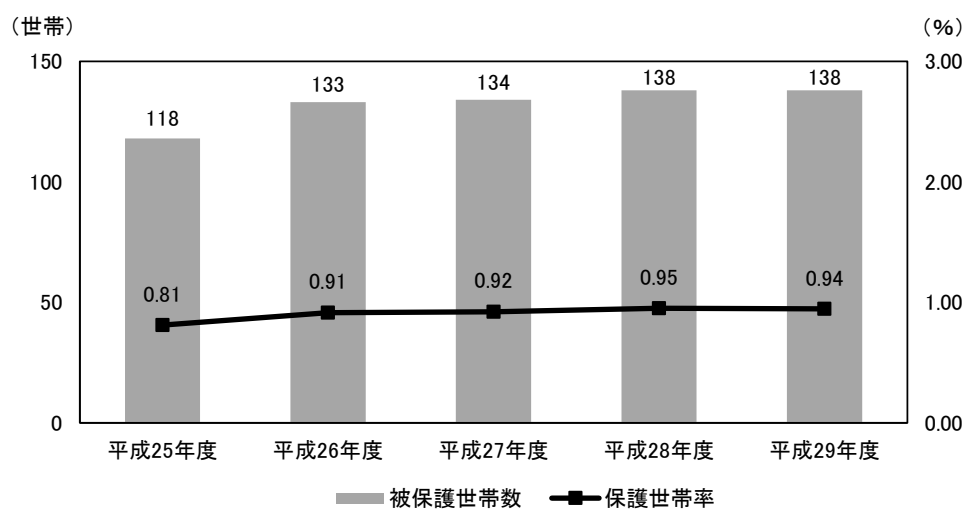


資料: 国勢調査

(8) 生活保護の状況

被保護世帯数及び保護世帯率の推移をみると、世帯数、保護世帯率ともに増加傾向となっており、近年の世帯数は130世帯前後で推移しています。

■被保護世帯数及び保護世帯率の推移

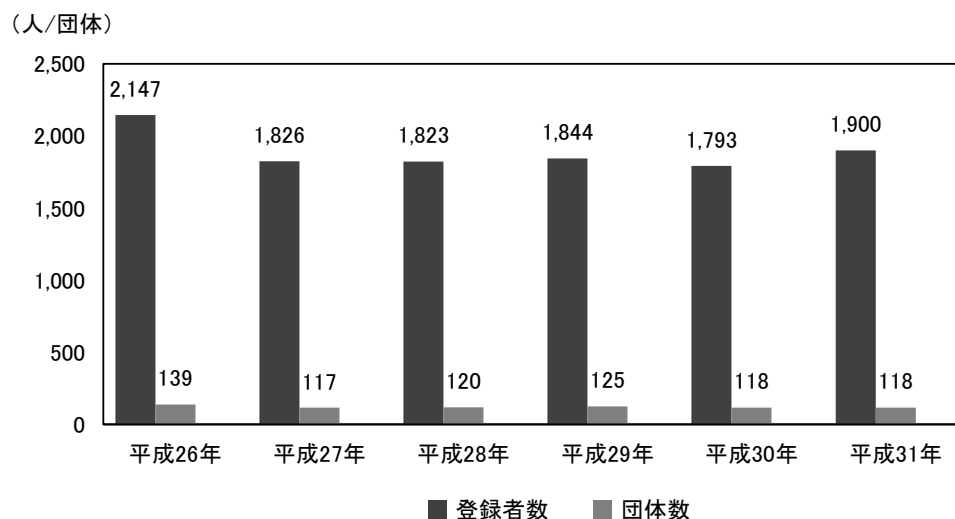


資料: 社会福祉統計年報

（９）地域活動の状況

ボランティア登録者数及び登録団体数の推移をみると、ボランティア登録者数は平成 27 年に大きく減少した後、増減を繰り返して推移しています。ボランティア登録団体数は増減を繰り返して推移しています。

■ ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

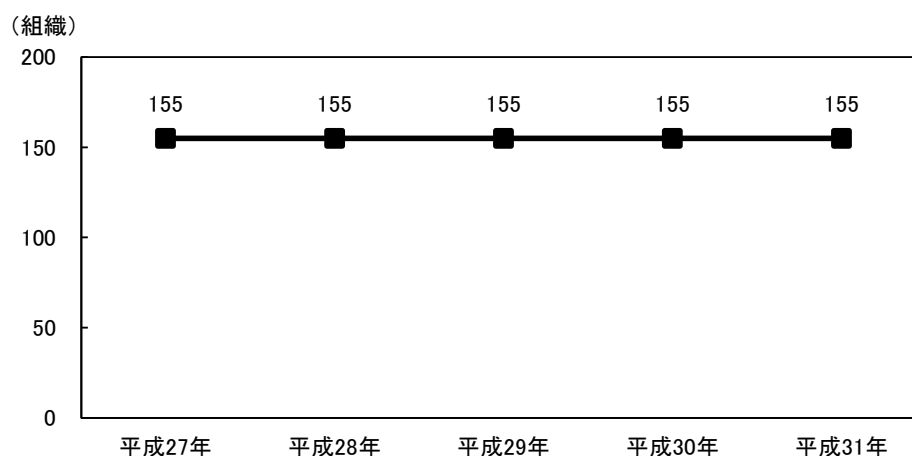


資料: 宍粟市社会福祉協議会

（10）自主防災組織の状況

自主防災組織数の推移をみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて 155 組織となっており、増減はありません。

■ 自主防災組織数の推移



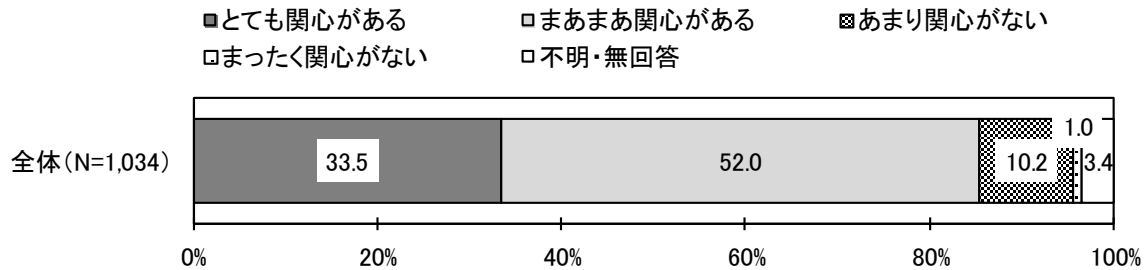
資料: 宍粟市消防防災課

2. アンケート調査結果からみる現状

(1)「福祉」について

○福祉への関心（問8）

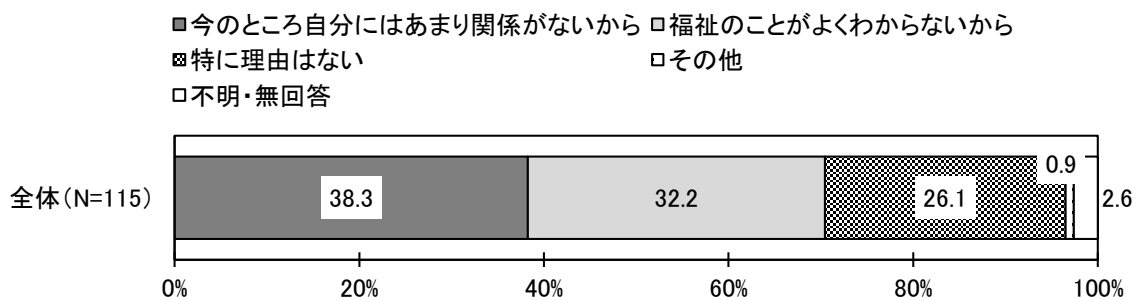
福祉への関心については、〔関心がある〕（「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」の合計）が85.5%、〔関心がない〕（「あまり関心がない」と「まったく関心がない」の合計）が11.2%となっています。



※四捨五入により合計が100%にならない。

○福祉へ関心がない理由（問8－（2））

福祉に関心がない理由については、「今のところ自分にはあまり関係がないから」が38.3%と最も高く、次いで「福祉のことがよくわからないから」が32.2%、「特に理由はない」が26.1%となっています。



※四捨五入により合計が100%にならない。

(2)「隣近所」との関わりについて

○普段の近所付き合いの程度×年代別・中学校区別（問9）

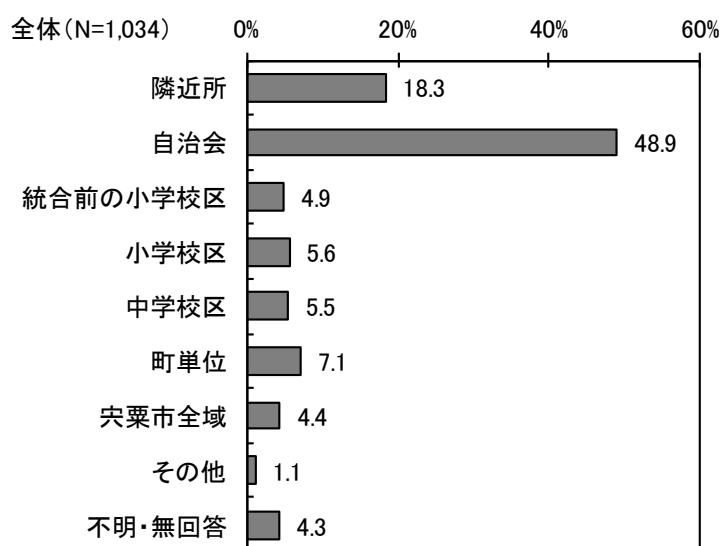
普段の近所の人との付き合いの程度については、「ある程度親しく付き合っている」が 50.3%と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度の付き合いである」が 33.1%、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」が 11.5%となっています。

年代別でみると、[40 歳代] 以下では「会えばあいさつする程度の付き合いである」、[50 歳代] 以上では「ある程度親しく付き合っている」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	家族ぐるみでと ても親しく付き 合っている	ある程度親しく 付き合っている	会えばあいさつ する程度の付き 合いである	ほとんど(もしく はまったく)付き 合いはない	不明・無回答
全 体		1,034	119 11.5	520 50.3	342 33.1	22 2.1	31 3.0
年 代 別	20歳代	52	6 11.5	12 23.1	30 57.7	3 5.8	1 1.9
	30歳代	86	9 10.5	26 30.2	47 54.7	4 4.7	0 0.0
	40歳代	120	9 7.5	42 35.0	66 55.0	3 2.5	0 0.0
	50歳代	152	11 7.2	78 51.3	54 35.5	5 3.3	4 2.6
	60歳代	254	26 10.2	143 56.3	74 29.1	2 0.8	9 3.5
	70歳代	223	30 13.5	138 61.9	43 19.3	3 1.3	9 4.0
	80歳以上	113	25 22.1	66 58.4	19 16.8	1 0.9	2 1.8
	(再掲)						
中 学 校 区 別	65歳未満	522	45 8.6	212 40.6	238 45.6	16 3.1	11 2.1
	65歳以上	478	71 14.9	293 61.3	95 19.9	5 1.0	14 2.9
	山崎西中学校区	231	12 5.2	112 48.5	97 42.0	5 2.2	5 2.2
	山崎東中学校区	212	27 12.7	99 46.7	74 34.9	5 2.4	7 3.3
	山崎南中学校区	141	6 4.3	63 44.7	63 44.7	6 4.3	3 2.1
	一宮南中学校区	136	20 14.7	79 58.1	34 25.0	1 0.7	2 1.5
	一宮北中学校区	87	14 16.1	51 58.6	19 21.8	0 0.0	3 3.4
	波賀中学校区	118	20 16.9	64 54.2	29 24.6	1 0.8	4 3.4
	千種中学校区	72	16 22.2	39 54.2	15 20.8	1 1.4	1 1.4

○「地域」の範囲（問 12）

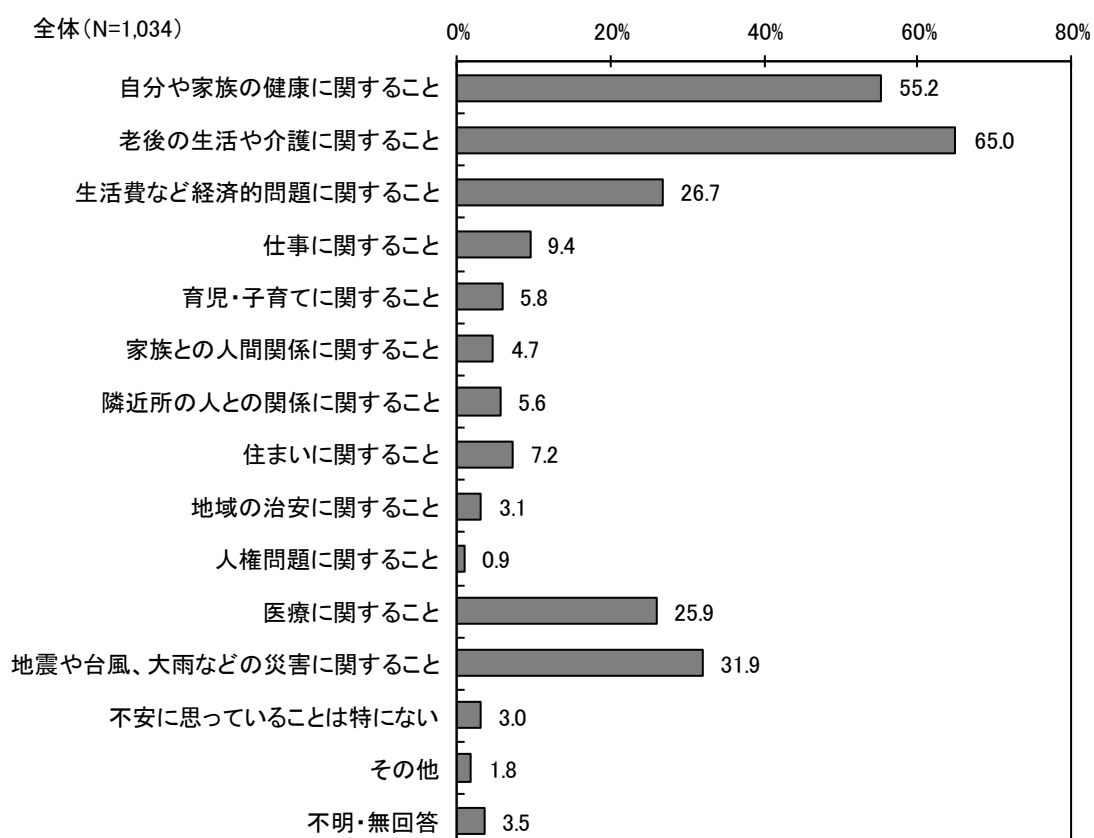
「地域」の範囲に対する考え方については、「自治会」が 48.9%と最も高く、次いで「隣近所」が 18.3%、「町単位」が 7.1%となっています。



（3）「日常生活」について

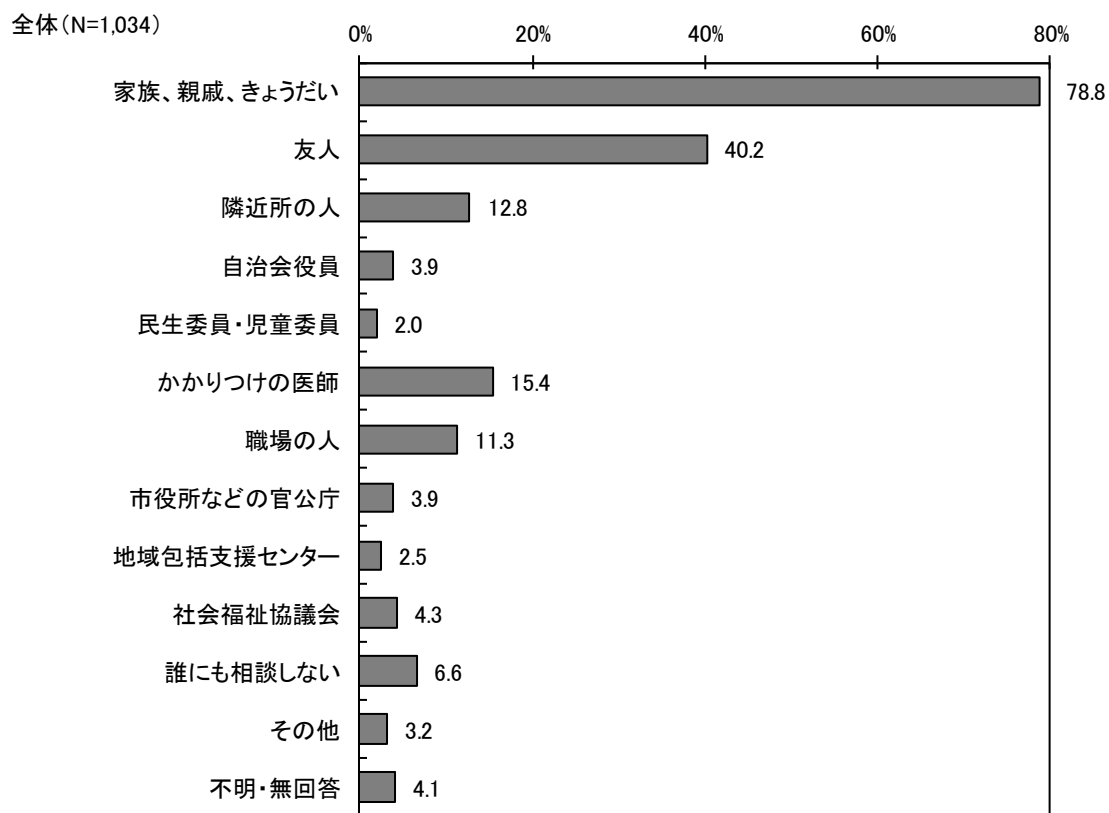
○普段の生活の中で不安に思っていること（問 13）

普段の生活の中で不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が 65.0%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が 55.2%、「地震や台風、大雨などの災害に関すること」が 31.9%となっています。



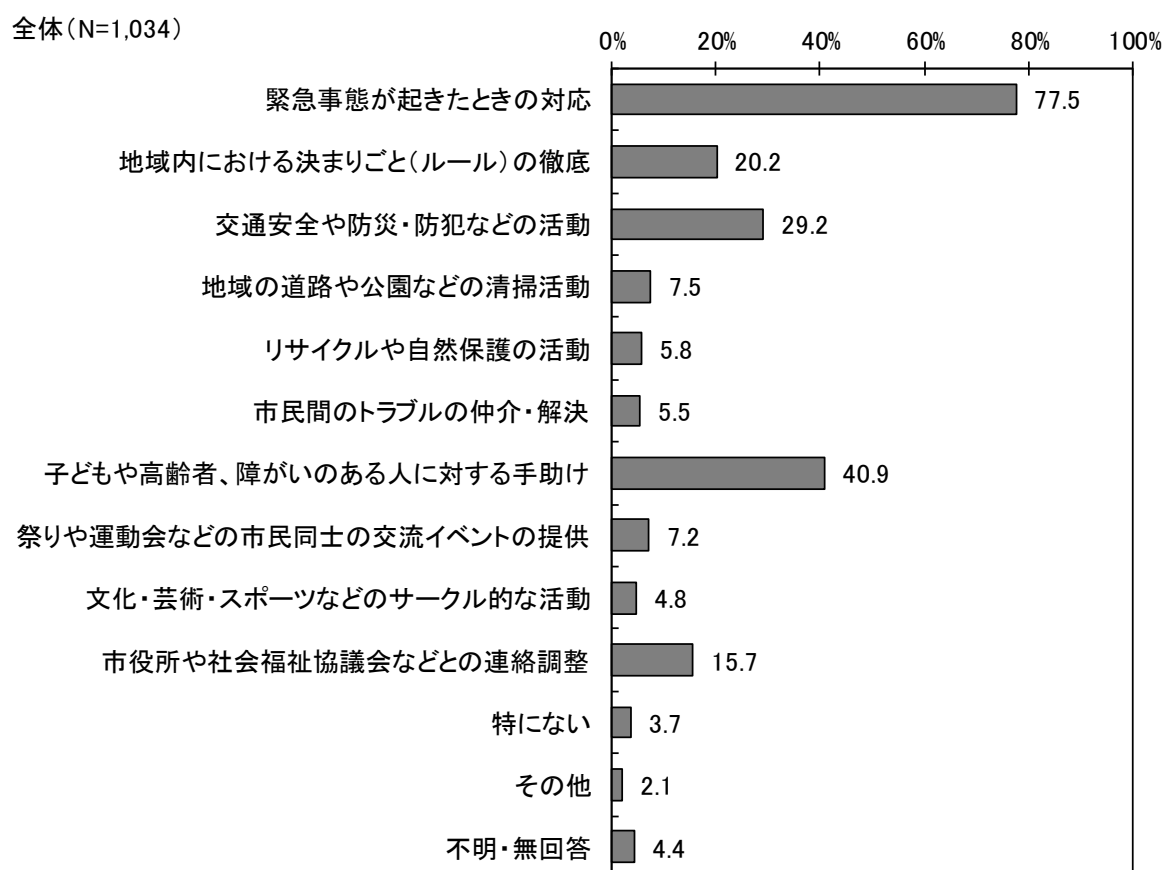
○不安や悩みの相談先（問 14）

不安や悩みの相談先・相談相手については、「家族、親戚、きょうだい」が 78.8%と最も高く、次いで「友人」が 40.2%、「かかりつけの医師」が 15.4%となっています。



○地域にある組織や団体に期待する活動（問 16）

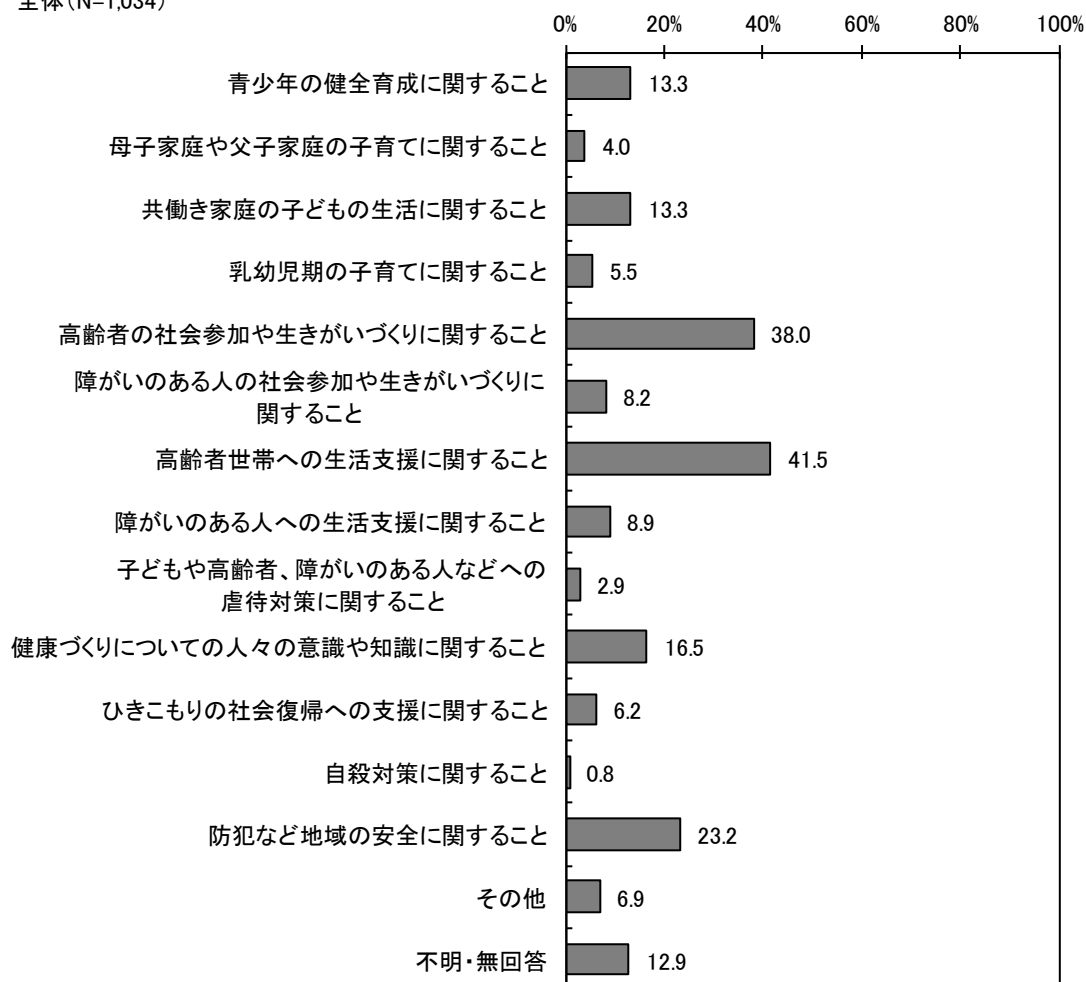
居住地域で安心して暮らしていくために、地域の組織や団体に対して期待している活動については、「緊急事態が起きたときの対応」が 77.5%と最も高く、次いで「子どもや高齢者、障がいのある人に対する手助け」が 40.9%、「交通安全や防災・防犯などの活動」が 29.2%となっています。



○地域の課題や問題（問 17）

居住地域における課題や問題については、「高齢者世帯への生活支援に関すること」が 41.5%と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関すること」が 38.0%、「防犯など地域の安全に関すること」が 23.2%となっています。

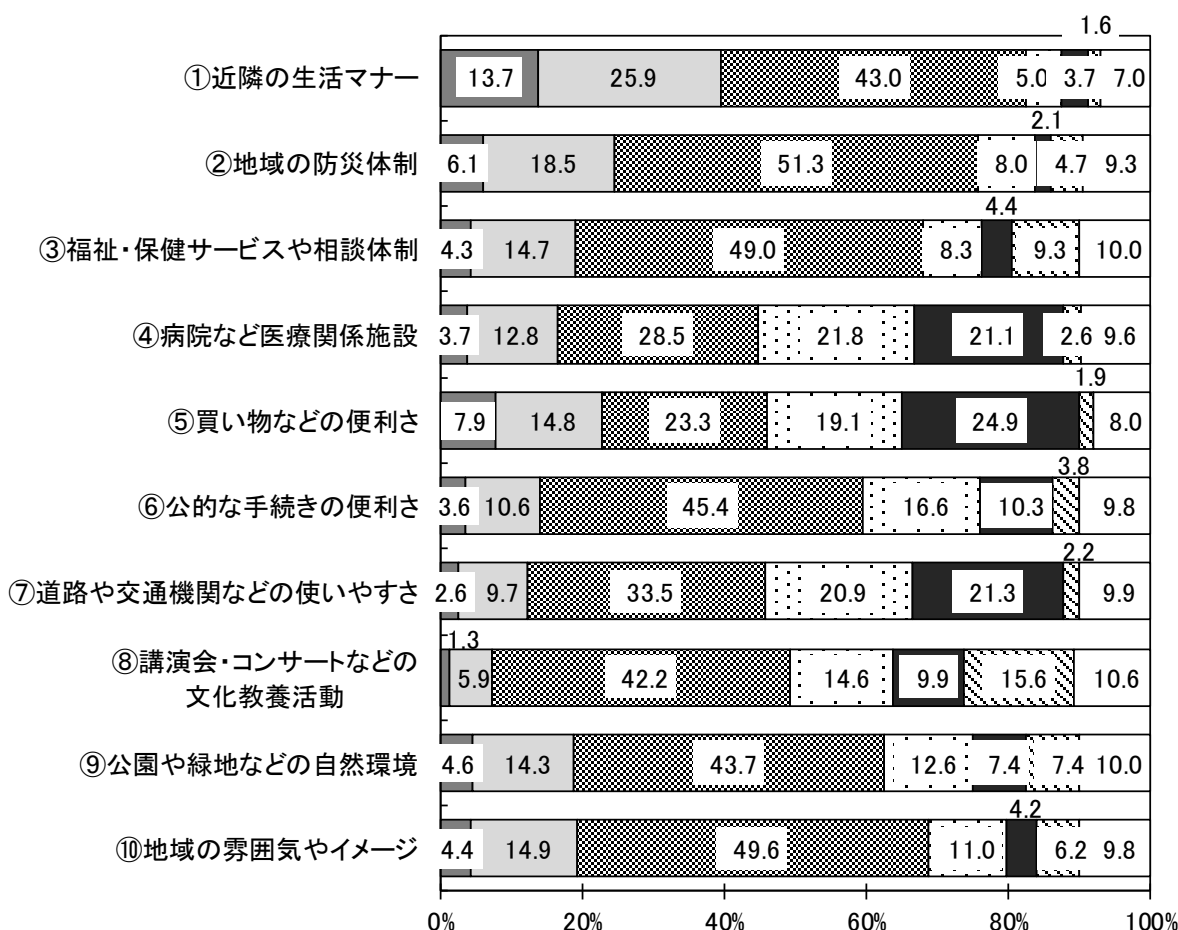
全体(N=1,034)



○住んでいる地域の暮らしやすさ（問 18）

現在の居住地域の暮らしやすさについては、『④病院など医療関係施設』『⑤買い物などの便利さ』『⑦道路や交通機関などの使いやすさ』で「不満」（「やや不満」と「不満」の合計）がそれぞれ 42.9%、44.0%、42.2%と比較的高くなっています。

全体(N=1,034) ■満足 □まあ満足 ▨普通 □やや不満 ■不満 □わからない □不明・無回答

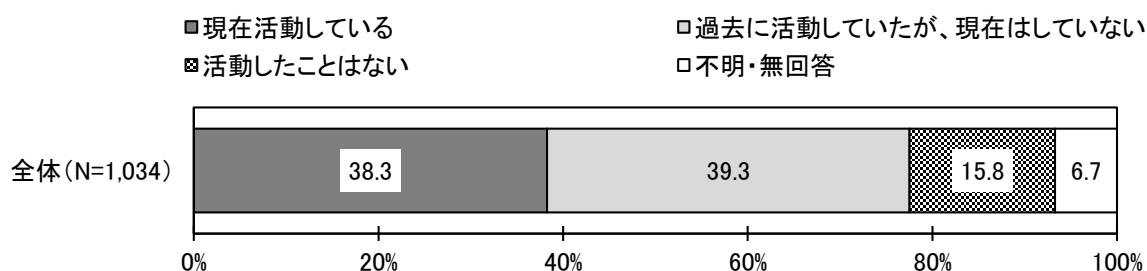


※四捨五入により合計が 100%にならない場合がある。

（４）「地域活動」について

○自治会やPTA活動等の地域活動の経験（問 20）

自治会やPTA活動等の地域活動の経験については、「過去に活動していたが、現在はしていない」が 39.3%で最も高く、次いで「現在活動している」が 38.3%、「活動したことはない」が 15.8%となっています。

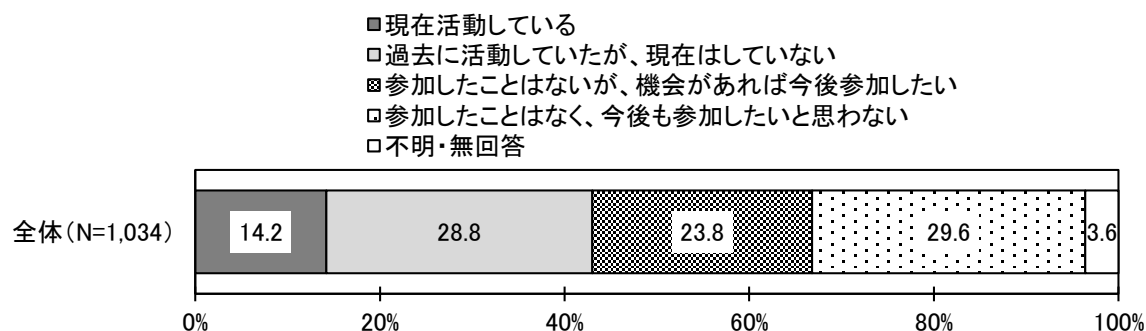


※四捨五入により合計が 100%にならない。

(5)「ボランティア活動」について

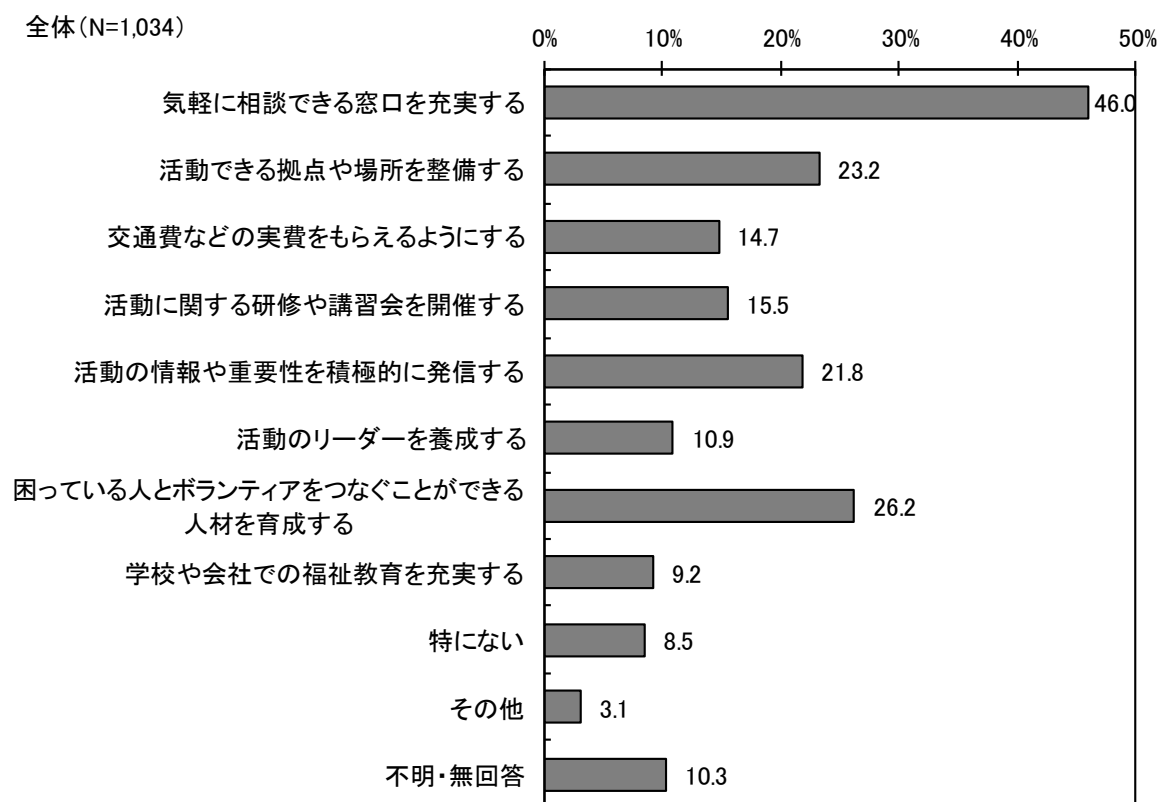
○ボランティア活動の経験（問 21）

ボランティア活動の経験については、「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が 29.6%と最も高く、次いで「過去に活動していたが、現在はしていない」が 28.8%、「参加したことがないが、機会があれば今後参加したい」が 23.8%となっています。



○ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと（問 22）

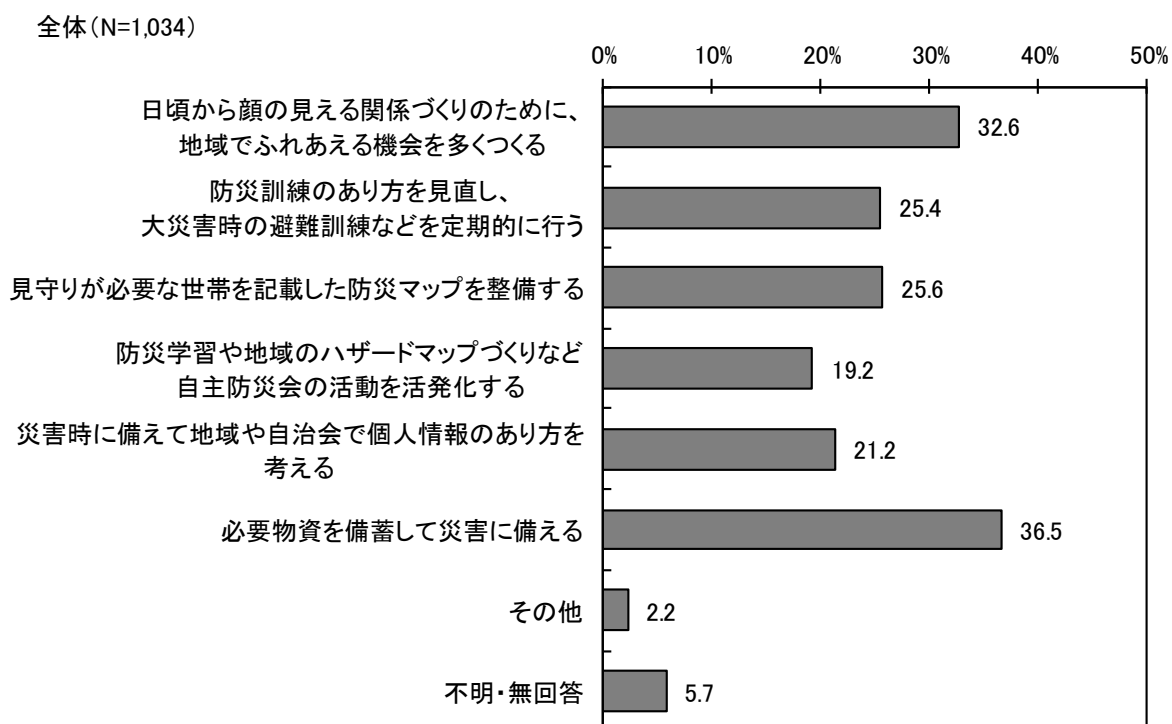
今後、ボランティア活動の輪を広げていくために必要だと思うことについては、「気軽に相談できる窓口を充実する」が 46.0%と最も高く、次いで「困っている人とボランティアをつなぐことができる人材を育成する」が 26.2%、「活動できる拠点や場所を整備する」が 23.2%となっています。



（６）「災害に関すること」について

○大災害に備えて日頃から地域で必要なこと（問 23）

大災害に備えて日頃から地域で必要だと思うことについては、「必要物資を備蓄して災害に備える」が36.5%と最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が32.6%、「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」が25.6%となっています。



○宍粟市で大災害が起こったとき、不安に思うこと×中学校区別（問 24）

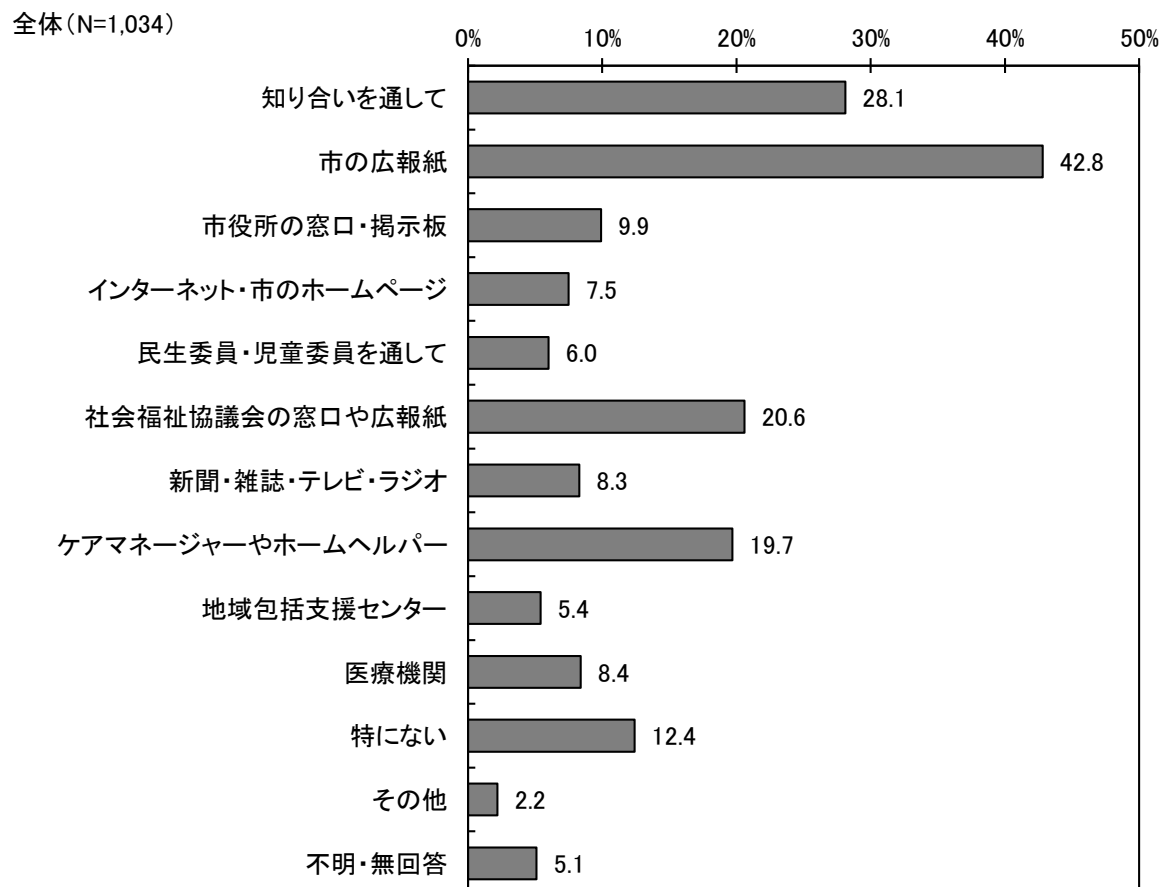
中学校区別でみると、[一宮北中学校区][千種中学校区]では、「住んでいる場所が孤立すること」、それ以外の校区では「避難場所の生活が長引くこと」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	避難場所がわ からないこと	避難場所まで 遠いこと	素早く避難で きないこと	近所に避難で きないと思う 人がいること	避難場所の生 活が長引くこ と	災害の情報を 正確に収集で きないこと
全 体		1,034	58 5.6	191 18.5	228 22.1	109 10.5	487 47.1	291 28.1
中 学 校 区 別	山崎西中学校区	231	15 6.5	49 21.2	38 16.5	21 9.1	123 53.2	69 29.9
	山崎東中学校区	212	10 4.7	33 15.6	62 29.2	20 9.4	95 44.8	59 27.8
	山崎南中学校区	141	14 9.9	26 18.4	24 17.0	13 9.2	77 54.6	36 25.5
	一宮南中学校区	136	4 2.9	17 12.5	36 26.5	9 6.6	68 50.0	38 27.9
	一宮北中学校区	87	6 6.9	22 25.3	27 31.0	13 14.9	32 36.8	25 28.7
	波賀中学校区	118	5 4.2	24 20.3	25 21.2	16 13.6	49 41.5	37 31.4
	千種中学校区	72	0 0.0	14 19.4	11 15.3	12 16.7	29 40.3	18 25.0
上段:件数 下段:%		合計	住んでいる場 所が孤立する こと	食料や水を確 保できないこ と	特にない	その他	不明・無回答	
全 体		1,034	261 25.2	350 33.8	47 4.5	41 4.0	40 3.9	
中 学 校 区 別	山崎西中学校区	231	32 13.9	76 32.9	17 7.4	5 2.2	8 3.5	
	山崎東中学校区	212	49 23.1	77 36.3	10 4.7	8 3.8	6 2.8	
	山崎南中学校区	141	21 14.9	59 41.8	4 2.8	12 8.5	4 2.8	
	一宮南中学校区	136	39 28.7	44 32.4	5 3.7	6 4.4	3 2.2	
	一宮北中学校区	87	34 39.1	21 24.1	2 2.3	2 2.3	3 3.4	
	波賀中学校区	118	46 39.0	40 33.9	2 1.7	3 2.5	7 5.9	
	千種中学校区	72	32 44.4	23 31.9	7 9.7	2 2.8	3 4.2	

(7)「福祉サービス」について

○「福祉サービス」に関する情報の入手先（問 26）

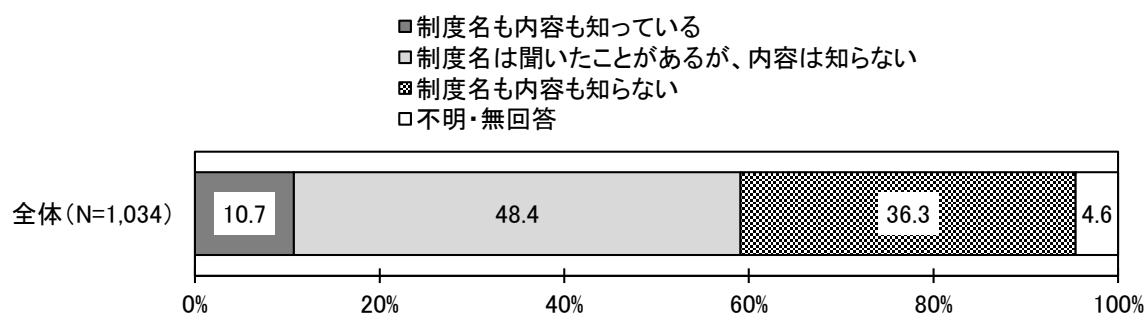
「福祉サービス」に関する情報の主な入手先については、「市の広報紙」が 42.8%と最も高く、次いで「知り合いを通して」が 28.1%、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が 20.6%となっています。



（８）「生活困窮者の支援」について

○「生活困窮者自立支援制度」の認知度（問 27）

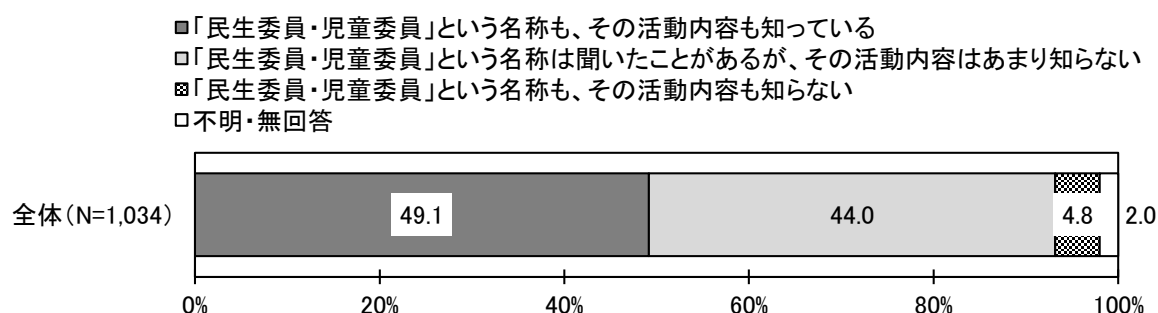
生活困窮者自立支援制度の認知度については、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 48.4%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が 36.3%、「制度名も内容も知っている」が 10.7%となっています。



（９）「地域福祉に関わる団体等」について

○住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員の認知度（問 29）

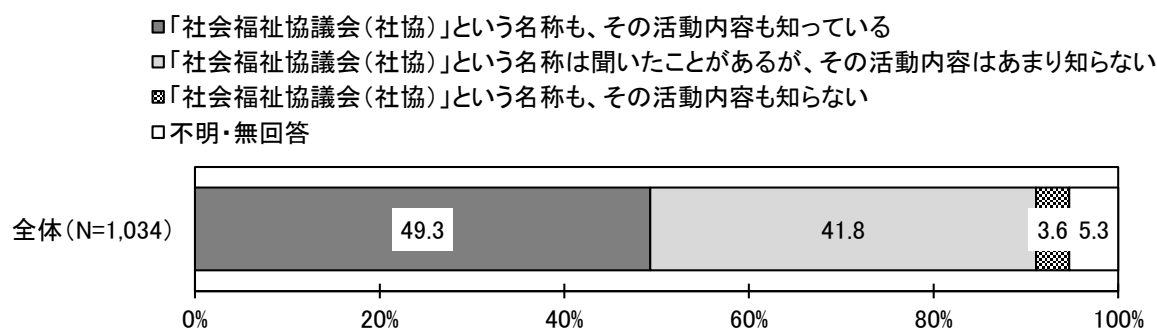
居住地域を担当している民生委員・児童委員の認知度については、「『民生委員・児童委員』という名称も、その活動内容も知っている」が 49.1%と最も高く、次いで「『民生委員・児童委員』という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が 44.0%、「『民生委員・児童委員』という名称も、その活動内容も知らない」が 4.8%となっています。



※四捨五入により合計が 100%にならない。

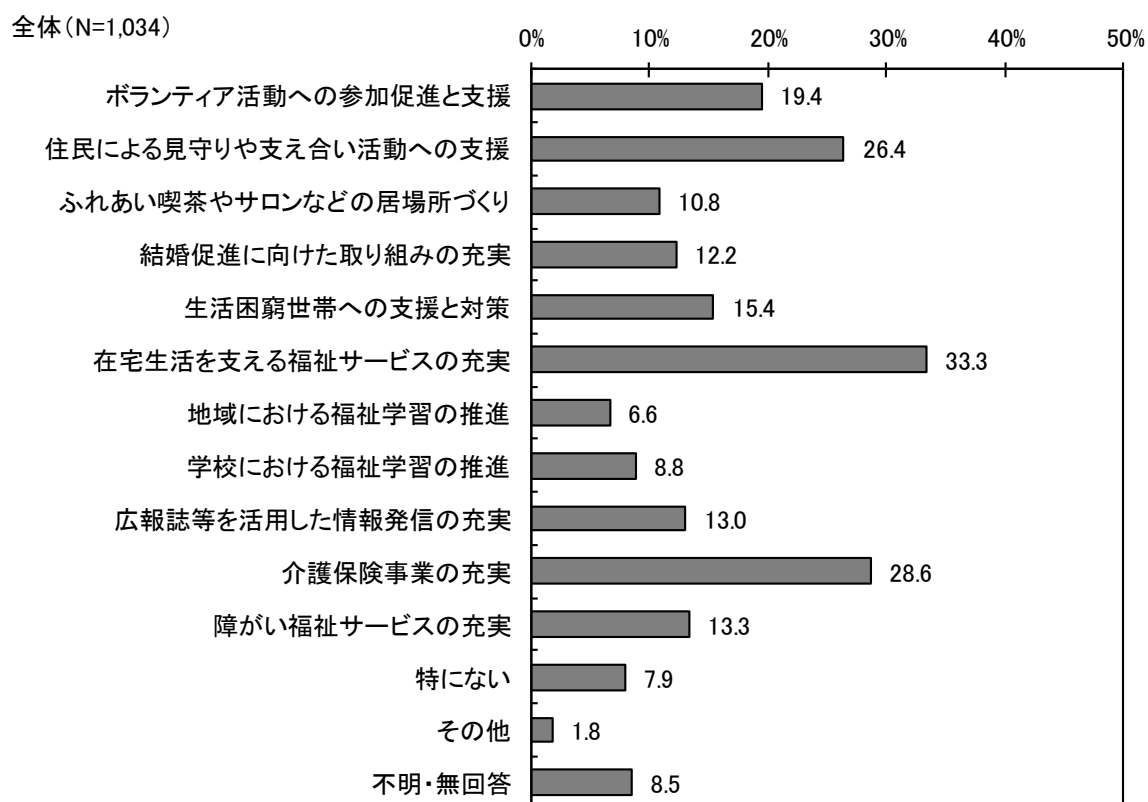
○「社会福祉協議会（社協）」の認知度（問 31）

社会福祉協議会の認知度については、『社会福祉協議会（社協）』という名称も、その活動内容も知っている」が 49.3%と最も高く、次いで『社会福祉協議会（社協）』という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が 41.8%、『社会福祉協議会（社協）』という名称も、その活動内容も知らない」が 3.6%となっています。



○社会福祉協議会の活動として今後、充実してほしいもの（問 32）

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものについては、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」が 33.3%と最も高く、次いで「介護保険事業の充実」が 28.6%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が 26.4%となっています。



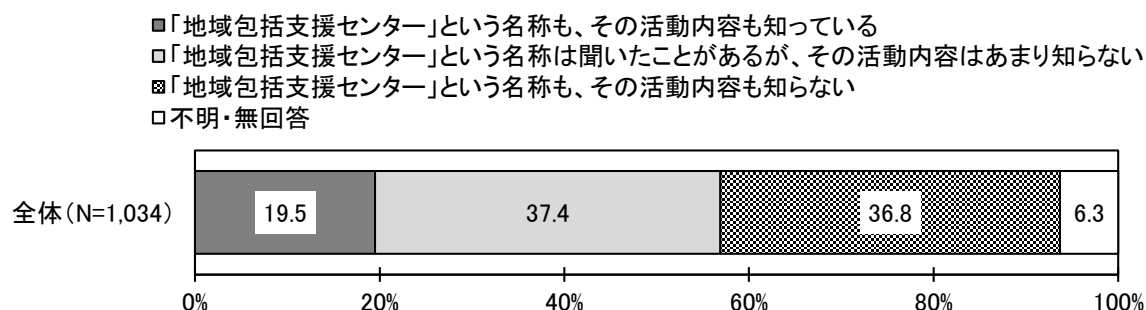
○社会福祉協議会の活動として今後、充実してほしいもの×中学校区別（問 32）

中学校区別でみると、[波賀中学校区][千種中学校区]では「住民による見守りや支え合い活動への支援」、それ以外の校区では「在宅生活を支える福祉サービスの充実」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	ボランティア活動への参加促進と支援	住民による見守りや支え合い活動への支援	ふれあい喫茶やサロンなどの居場所づくり	結婚促進に向けた取り組みの充実	生活困窮世帯への支援と対策	在宅生活を支える福祉サービスの充実	地域における福祉学習の推進
全 体		1,034	201 19.4	273 26.4	112 10.8	126 12.2	159 15.4	344 33.3	68 6.6
中学校区別	山崎西中学校区	231	42 18.2	64 27.7	24 10.4	26 11.3	29 12.6	72 31.2	14 6.1
	山崎東中学校区	212	39 18.4	49 23.1	21 9.9	24 11.3	41 19.3	70 33.0	18 8.5
	山崎南中学校区	141	30 21.3	29 20.6	13 9.2	13 9.2	28 19.9	51 36.2	12 8.5
	一宮南中学校区	136	30 22.1	43 31.6	17 12.5	21 15.4	18 13.2	55 40.4	5 3.7
	一宮北中学校区	87	12 13.8	24 27.6	11 12.6	14 16.1	7 8.0	28 32.2	7 8.0
	波賀中学校区	118	26 22.0	37 31.4	12 10.2	14 11.9	16 13.6	35 29.7	7 5.9
	千種中学校区	72	18 25.0	25 34.7	13 18.1	12 16.7	12 16.7	22 30.6	5 6.9
上段:件数 下段:%		合計	学校における福祉学習の推進	広報誌等を活用した情報発信の充実	介護保険事業の充実	障がい福祉サービスの充実	特になし	その他	不明・無回答
全 体		1,034	91 8.8	134 13.0	296 28.6	138 13.3	82 7.9	19 1.8	88 8.5
中学校区別	山崎西中学校区	231	25 10.8	34 14.7	69 29.9	33 14.3	21 9.1	4 1.7	21 9.1
	山崎東中学校区	212	25 11.8	34 16.0	63 29.7	23 10.8	15 7.1	5 2.4	17 8.0
	山崎南中学校区	141	11 7.8	15 10.6	39 27.7	30 21.3	10 7.1	4 2.8	12 8.5
	一宮南中学校区	136	8 5.9	11 8.1	40 29.4	19 14.0	11 8.1	1 0.7	10 7.4
	一宮北中学校区	87	11 12.6	15 17.2	26 29.9	10 11.5	8 9.2	2 2.3	5 5.7
	波賀中学校区	118	4 3.4	15 12.7	26 22.0	13 11.0	12 10.2	1 0.8	11 9.3
	千種中学校区	72	5 6.9	6 8.3	22 30.6	4 5.6	3 4.2	1 1.4	5 6.9

○「地域包括支援センター」の認知度（問 33）

地域包括支援センターの認知度については、『「地域包括支援センター」という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない』が 37.4%と最も高く、次いで『「地域包括支援センター」という名称も、その活動内容も知らない』が 36.8%、『「地域包括支援センター」という名称も、その活動内容も知っている』が 19.5%となっています。



○地域包括支援センターの活動として今後、充実してほしいもの×年代別（問 34）

地域包括支援センターが行う活動・支援として、今後充実してほしいものについては、「介護保険などの福祉サービスの利用方法の周知」が 53.4%と最も高く、次いで「認知症高齢者やその家族への支援」が 49.7%、「高齢者の介護予防・健康教室」が 40.4%となっています。

年代別にみると、[65 歳未満]では「認知症高齢者やその家族への支援」が 55.9%、[65 歳以上]では「介護保険などの福祉サービスの利用方法の周知」が 54.2%と最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	高齢者の 介護予防・ 健康教室	介護保険 などの福 祉サービ スの利用 方法の周 知	高齢者虐 待や消費 者被害の 防止	成年後見 制度の利 用促進	介護の技 術や知識 の普及	認知症高 齢者やそ の家族へ の支援	その他	不明・ 無回答
全 体		1,034	418 40.4	552 53.4	90 8.7	54 5.2	239 23.1	514 49.7	37 3.6	120 11.6
年 代 別	20歳代	52	20 38.5	22 42.3	8 15.4	5 9.6	17 32.7	21 40.4	2 3.8	3 5.8
	30歳代	86	31 36.0	36 41.9	6 7.0	5 5.8	25 29.1	50 58.1	3 3.5	9 10.5
	40歳代	120	47 39.2	67 55.8	12 10.0	11 9.2	36 30.0	69 57.5	5 4.2	5 4.2
	50歳代	152	52 34.2	83 54.6	15 9.9	11 7.2	34 22.4	89 58.6	10 6.6	14 9.2
	60歳代	254	113 44.5	155 61.0	19 7.5	8 3.1	64 25.2	130 51.2	7 2.8	26 10.2
	70歳代	223	94 42.2	117 52.5	16 7.2	12 5.4	35 15.7	96 43.0	4 1.8	41 18.4
	80歳以上	113	51 45.1	54 47.8	12 10.6	1 0.9	25 22.1	45 39.8	4 3.5	17 15.0
	（再掲）									
65歳未満		522	201 38.5	275 52.7	51 9.8	38 7.3	135 25.9	292 55.9	25 4.8	39 7.5
65歳以上		478	207 43.3	259 54.2	37 7.7	15 3.1	101 21.1	208 43.5	10 2.1	76 15.9

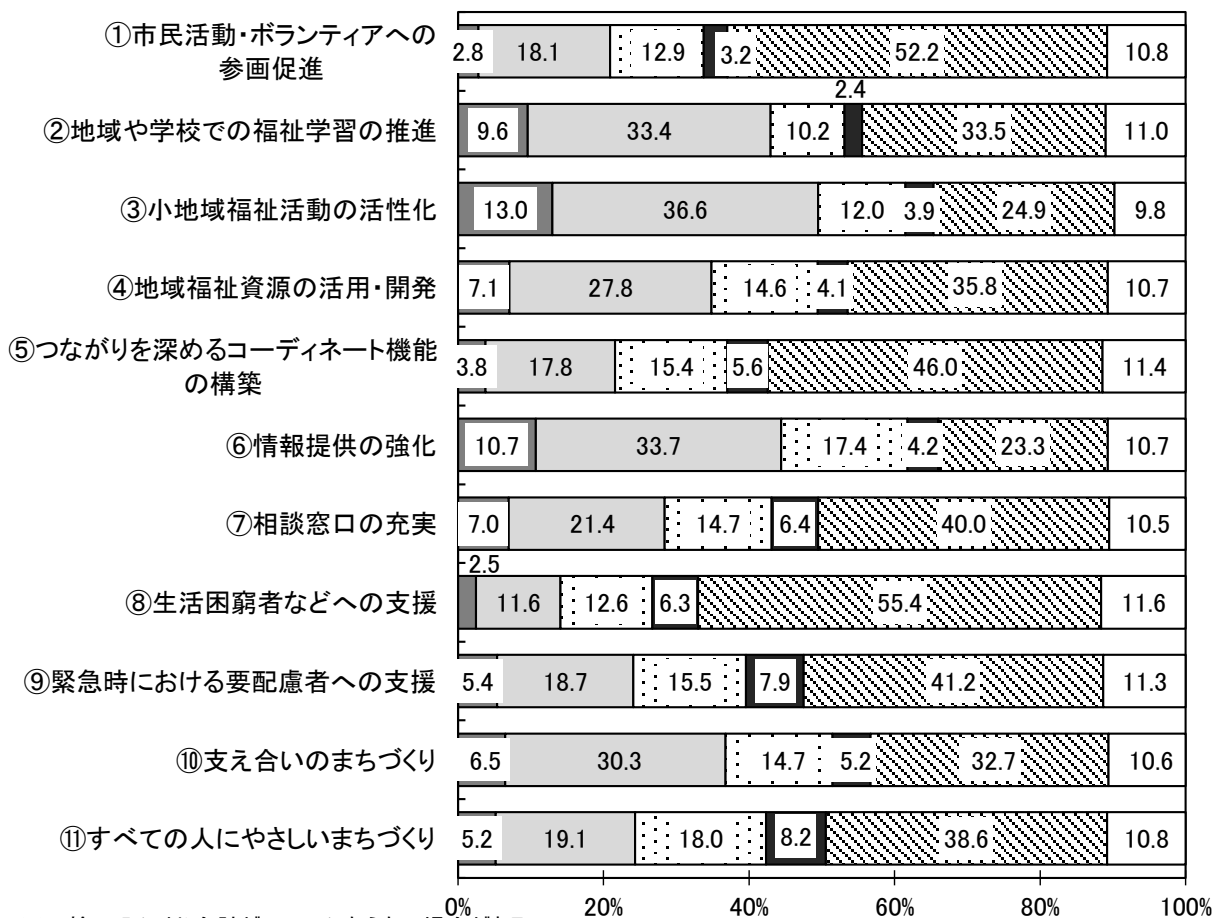
(10)「宍粟市の地域福祉施策」について

○本市の福祉施策の満足度（問 35-A）

宍粟市における福祉政策の現状についての満足度は、『②地域や学校での福祉学習の推進』『③小地域福祉活動の活性化』『⑥情報提供の強化』で「満足」（「満足」と「やや満足」の合計）がそれぞれ43.0%、49.6%、44.4%と比較的高くなっています。「不満」（「やや不満」と「不満」の合計）が最も高くなっているのは、『⑪すべての人にやさしいまちづくり』で26.2%となっています。

全体(N=1,034)

■満足 □やや満足 □やや不満 ■不満 □わからない □不明・無回答

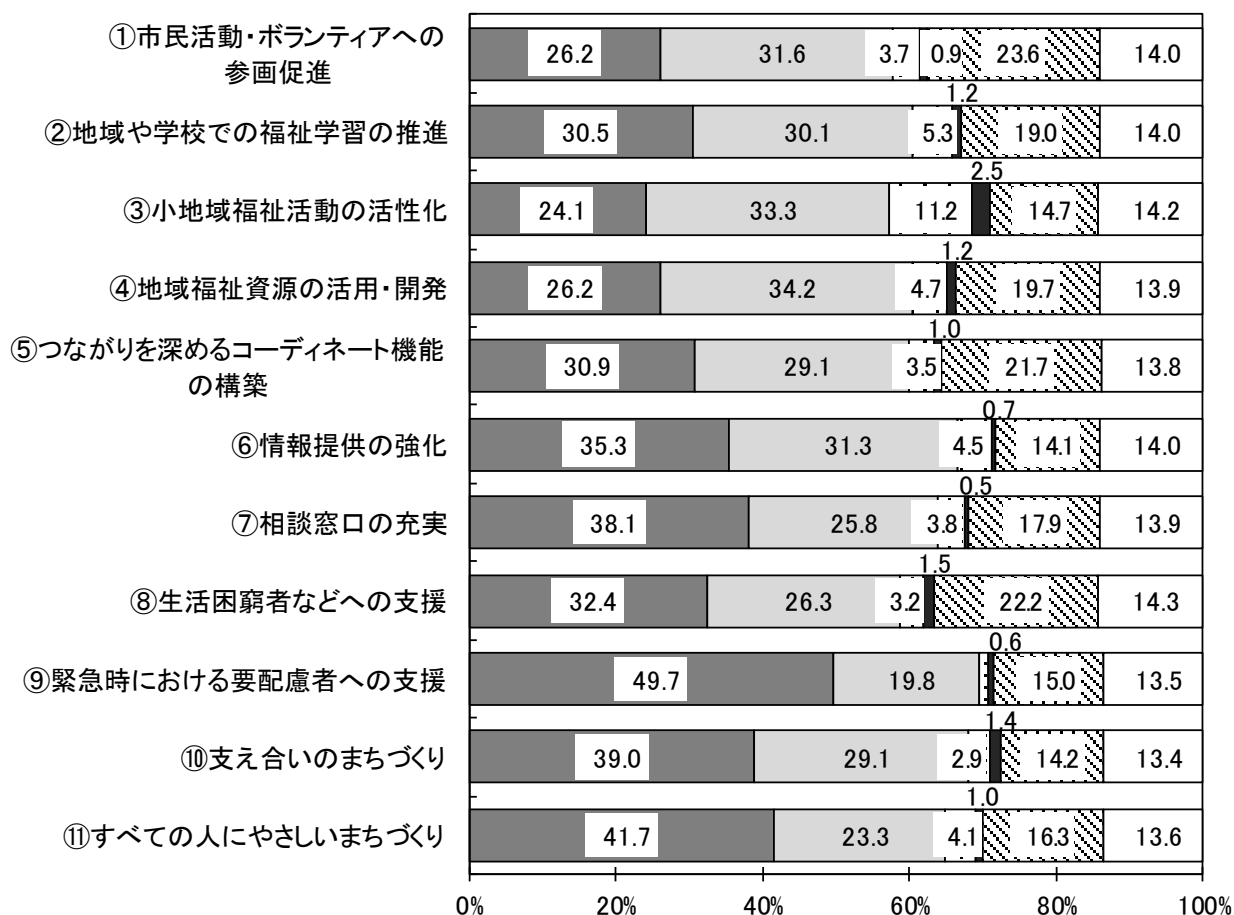


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

○本市の福祉施策の重要度（問 35-B）

中央市における福祉政策の現状についての重要度は、いずれの項目においても「重要」（「重要」と「やや重要」の合計）が5割を超えています。中でも『⑨緊急時における要配慮者への支援』が69.5%と最も高く、次いで『⑩支え合いのまちづくり』が68.1%となっています。

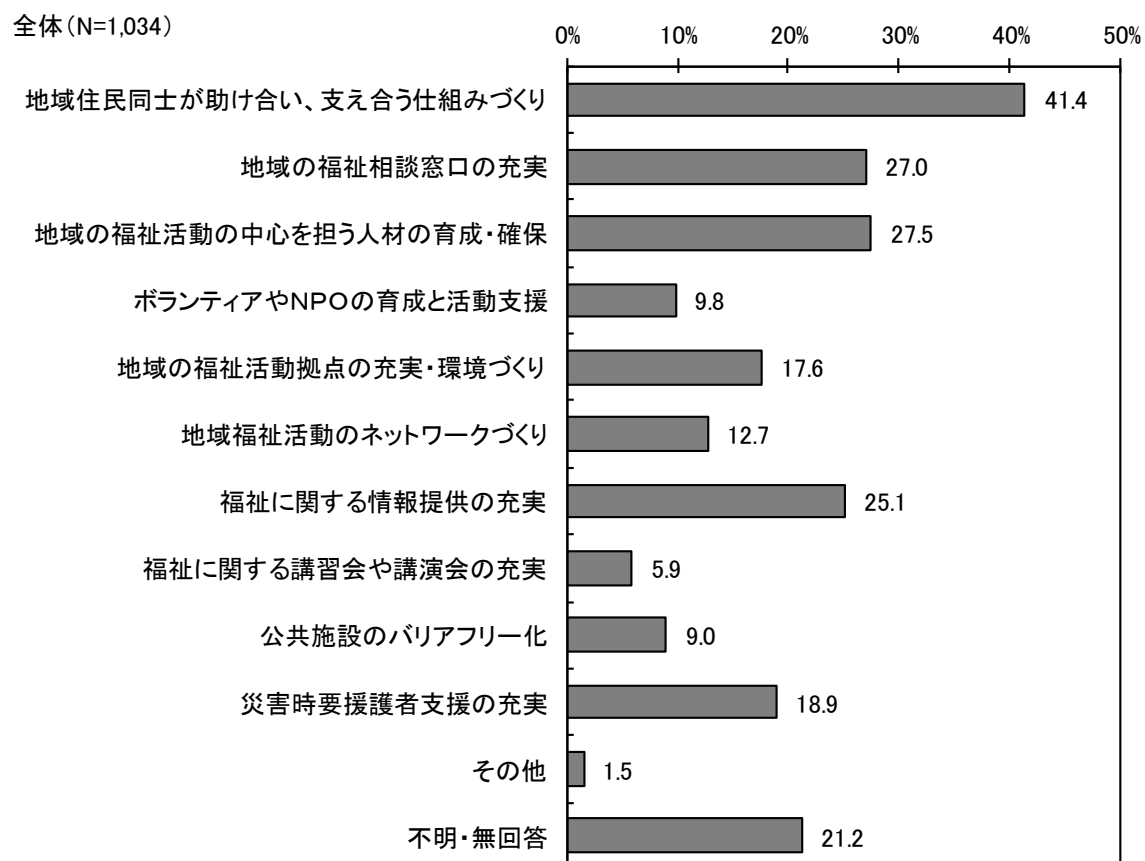
全体(N=1,034) ■重要 □やや重要 □あまり重要ではない ■重要ではない □わからない □不明・無回答



※四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

○地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策（問 36）

今後、地域福祉を進めるために、宍粟市が優先して取り組んでいくべき施策については、「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」が41.4%と最も高く、次いで「地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が27.5%、「地域の福祉相談窓口の充実」が27.0%となっています。



3. 前計画における活動指標の状況

前計画で定めた活動指標ごとに評価を行いました。

■ 目標に対する評価基準

◎…目標達成 ○…策定時より改善 △…改善ならず —…評価不可

基本目標1. 地域福祉を進める担い手づくり

活動指標のうち、ボランティア活動の参加者数、認知症サポーター登録者数は目標を達成していますが、ボランティア入門・養成講座延べ参加者数、福祉学習の実施回数については、現状値が策定値を下回っています。若い世代から高齢者まであらゆる世代が地域活動の担い手となれるよう取り組みを推進していく必要があります。

活動指標	策定値 (平成 26 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和元年度)	評価
基本目標1. 地域福祉を進める担い手づくり				
ボランティア活動の参加者数 (ボランティア災害共済加入者数)	1,826 人	1,900 人	増加	◎
ボランティア入門・養成講座延べ参加者数	206 人	169 人	増加	△
認知症サポーター登録者数	—	244 人	500 人	○
市民後見人候補者数	1 人	4 人	4 人	◎
福祉学習の実施回数	27 回	24 回	増加	△

計画期間中の取り組み

- ◇認知症サポーター養成講座や、講座受講者のうち希望者を対象としたステップアップ講座を開催し、認知症サポーター及び地域のリーダー人材を養成しました。
- ◇担い手養成として、ご近所サポーターの交流会を開き、フォローアップ研修や意見交換を実施しました。
- ◇市民後見人候補者養成講座を開催し、候補者の養成を行いました。
- ◇専門職が地域に出向き、学習会を開催するとともに、学校等と連携し、児童に向けて福祉学習・人権学習を実施しました。

基本目標 2. 地域で支え合う仕組みづくり

活動指標のうち、自治会福祉連絡会の開催数は目標を達成していますが、その他の活動指標は目標の達成には至っていません。特にふれあいサロン・喫茶開催数及びシルバー人材センター登録者数は現状値が策定値を下回っており、市民同士のつながりづくり、地域での支え合い活動の推進が必要です。

活動指標	策定値 (平成 26 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和元年度)	評価
基本目標 2. 地域で支え合う仕組みづくり				
ふれあいサロン・喫茶開催数	722 回	703 回	増加	△
自治会福祉連絡会の開催数	283 回 (平成 25 年度 実績)	867 回	増加	◎
福祉委員研修の実施回数	4 回	4 回	増加	△
シルバー人材センター登録者数	498 人	428 人	600 人	△
生活支援コーディネーターの配置	-	3 人	5 人	○

計画期間中の取り組み

- ◇地域の見守りを行う民生委員・児童委員、民生・児童協力委員や社会福祉協議会との連携を推進してきました。
- ◇シルバー人材センターの事業拡大に向け、チラシや市広報紙等での普及啓発を行いました。
- ◇穴栗市高齢者地域支え合い活動事業として、地域で活動する事業者と協定を結び、高齢者の見守り体制を強化しました。
- ◇新たに 3 名の生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い活動の推進に取り組みました。

基本目標 3. サービスが適切に受けられる仕組みづくり

活動指標のうち、成年後見支援センターの設置、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）相談件数、生活困窮者自立支援法による相談・支援件数は目標を達成しています。引き続き、支援を必要とする人が適切にサービスを受けられるよう取り組みを推進していくことが必要です。

活動指標	策定値 (平成 26 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和元年度)	評価
基本目標3. サービスが適切に受けられる仕組みづくり				
しーたん通信の普及率	83% (平成 26 年 6 月末 現在)	85%	100%	○
成年後見支援センターの設置	-	1 設置	1 設置	◎
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）相談件数	597 件	605 件	増加	◎
生活困窮者自立支援法による相談・支援件数	-	87 件	40 件	◎

計画期間中の取り組み

- ◇西播磨 4 市 3 町共同により、西播磨成年後見支援センターを設立し、制度の普及啓発、制度利用の促進を行いました。
- ◇各種福祉サービスについて、事業者や関係機関等と連携し、引き続きサービスの提供を行いました。
- ◇生活困窮者への支援として、関係機関との連携を強化するとともに、生活困窮者自立支援事業の実施及び家計の改善プランの作成等を行う「家計改善支援事業」を実施しました。
- ◇総合的な仕事の相談窓口「わくわ〜くステーション」を開設し、就労相談から定着までの支援体制のワンストップ化を図りました。
- ◇新たに「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実や児童虐待防止に取り組みました。

基本目標 4. 安全で安心なまちづくり

活動指標のうち、福祉避難所の協定数や公共交通の利用者数は目標を達成していますが、その他の活動指標は目標の達成には至っていません。すべての市民が安全に、安心して暮らせるまちづくりのために、関係機関等と連携し、取り組みを推進していくことが必要です。

活動指標	策定値 (平成 26 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和元年度)	評価
基本目標 4. 安全で安心なまちづくり				
災害ボランティア訓練の実施回数	1 回	1 回	増加	△
福祉避難所の協定数	－	15 か所※	8 か所	◎
安心見守りコールの新規設置数	23 台	3 台	30 台	△
学童保育の利用児童数	263 人	297 人	330 人	○
ガイドヘルプ利用者数	9 人	8 人	18 人	△
公共交通の利用者数 (路線バス利用者数)	177,246 人 (平成 25 年度 実績)	276,838 人	200,000 人	◎

※平成 27(2015)年度以降の設置数の合計

計画期間中の取り組み

- ◇市内自主防災組織に対する活動支援や、定期的に更新している災害時要配慮者名簿の情報共有（同意が得られている場合のみ）を行いました。
- ◇社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置訓練を行ったり、施設等と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結したりするなど、災害時の備えの充実を図りました。
- ◇認知症高齢者の地域での見守り体制づくりとして、ひとり外出見守り・徘徊 SOS ネットワークを構築し、利用者及び協力機関の登録を行いました。
- ◇いきいき百歳体操等、地域住民が主体となって行う「通いの場」づくりを推進しました。
- ◇交通弱者の利便性の向上や交通空白地の解消をめざし、路線バスの運賃・路線再編やフリー降車制の導入等を行いました。

4. 現状からみえる本市における課題

(1) 地域の担い手の育成・確保

アンケート調査から、地域活動に参加していない人、ボランティア活動に参加したことがない人が約5割となっており、本市が優先して取り組むべき施策については「地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が約3割と2番目に高くなっています。また、活動指標の「ボランティア参加者数」は増加しているものの、人口減少・少子高齢化による将来の担い手不足や高齢化等が考えられます。特に人口が少なく、高齢化率が高い市北部地域では、地域の担い手の確保は喫緊の課題といえます。

地域福祉の推進には、地域の担い手の育成・確保が重要であり、若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域活動やボランティア活動等の地域の支え合い活動に参加できるような取り組みが必要です。また、地域福祉を難しく考えず、普段からの生活における住民同士の支え合い・助け合いが重要ということを市民に周知していくことも必要です。

地域の担い手の育成・確保に向けて、普段からの支え合い・助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進や地域福祉に関する事項の啓発強化等を行い、市民及び地域の多様な主体が地域の担い手となれるよう取り組みを推進していくことが必要です。

(2) 地域のつながりの希薄化

アンケート調査から、近所と親しく付き合いをしている人（「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」「ある程度親しく付き合っている」の合計）は年代が低い人ほど少なくなっており、地域のつながりの希薄化がうかがえます。その背景として人口減少や働き方等のライフスタイルの変化、一人ひとりの地域との付き合い方等の考え方の変化が考えられます。また、地区別にみると、近所と親しく付き合いをしている人が市南部地域では約5割であるのに対し、市北部地域では約7割となっており、地域のつながりにも市南部地域と市北部地域において、大きな違いがみられます。優先して取り組むべき施策については「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」が最も高くなっており、隣近所を含む地域の人々と交流を深め、お互いに助けあえるような関係性づくりが必要です。

「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」のためには、地域において、自治会等の身近な地域における小地域福祉活動を推進するとともに、小学校区・中学校区、保健福祉圏域、宍粟市全体といった各層における支え合いのネットワークの強化及び各層の連携を強化することで、包括的な仕組みづくりを更に推進していくことが必要です。市内でも人口が集中しており、アンケート調査から近所の人との関わりが薄いという結果が出ている市南部地域では、地域のつながりの重要性の意識啓発を行い、比較的近所の人との関わりがある市北部地域では現在の地域の見守り・支え合い活動への更なる支援を図るなど、地域の状況に応じた取り組みが必要です。また、包括的な仕組みづくりの推進のためには、市民や行政、社会福祉協議会、関係団体等、地域の多様な主体がつながることに加え、地域の社会福祉法人やNPO等の地域福祉資源の有効活用や、各ネットワーク間のコーディネート機能の有効活用等が重要です。

（３）多様化・複雑化する課題への対応

アンケート調査において、本市における地域の課題や問題としては、「高齢者世帯への生活支援に関すること」が最も高くなっており、特に高齢化が進んでいる市北部地域では、高齢者世帯への生活支援等がますます重要になると考えられます。一方、近年地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく、障がいのある人、子ども、生活困窮者に対する支援や、権利擁護、虐待防止、自殺対策、狭間の課題への対応等が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。また、アンケート調査では、本市が優先して取り組むべき施策について「地域の福祉相談窓口の充実」「福祉に関する情報提供の充実」が約３割と高くなっています。

多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人へきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を推進するとともに、福祉に関する事項や相談支援体制に関する情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりが必要です。また、地域の多様な課題を受けとめ、解決につなげる支援体制の整備には、行政だけでなく地域で活動する団体や関係機関等の協働によるネットワークの強化やコーディネート機能の充実（コーディネーターの育成）等も重要です。

（４）安全安心に暮らせるまちづくり

平成 30 年に発生した「平成 30 年 7 月豪雨」では宍粟市の各地域で土砂災害等の被害が発生しました。近年全国的に発生している様々な災害をきっかけに、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。また、要支援・要介護認定者数や高齢者夫婦世帯・高齢者一人暮らし世帯数が増加していることから、災害時の避難をはじめ、日常生活でも何らかの支援を必要とする人の増加が予測されます。

アンケート調査では、宍粟市で災害が起こったとき、不安に思うこととして、「避難生活が長引くこと」や「住んでいる場所が孤立すること」が高くなっており、山間部の地域においては、特に災害時の孤立に関する不安の声があがっています。また、宍粟市の現状の福祉施策に対し、「緊急時における要配慮者への支援」「支え合いのまちづくり」等を「重要」「やや重要」と考えている人が合計で約 7 割と高くなっており、住み慣れたまちで安全に暮らすことのできる支援の充実がより一層求められています。災害・緊急時に支援を必要とする人の災害時要配慮者名簿への登録を進めるとともに、市民一人ひとりが安全安心に暮らせるよう取り組みを推進していくことが必要です。併せて、支え合いの地域づくりのため、防犯パトロールや子どもの見守りの推進、地域福祉資源との連携が必要です。

また、アンケート調査では、現在住んでいる地域の暮らしやすさについて、「病院など医療関係施設」「買い物などの便利さ」「道路や交通機関などの使いやすさ」への不満が比較的高くなっています。高齢者や障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての市民が安全安心に暮らすことができるよう、生活における利便性の向上やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、すべての人にやさしいまちをつくっていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者の孤立や老老介護、地域のつながりの希薄化等、地域の課題は多様化・複雑化しています。これら地域の課題は、今困難に直面していない人、支援を要していない人には関係のないものではなく、将来的には誰にでも起こりうるものです。

地域の課題を解決するためには、身近な地域や市全体での支え合い・助け合いの心を育むとともに、市民一人ひとりが我が事として、地域の課題を意識し、解決に取り組むことが重要です。

第2期計画では、「つながりで みんなでつくる 穴栗のふくし」という基本理念の下、市民同士がつながり、支え合い、一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、第2期計画の考えを基本的に引き継ぎ、市民が福祉の担い手としても活躍できる仕組みづくり、福祉を推進するまちづくりを進めるとともに、現在の制度の有効活用、今後の本市の情勢等の予測も行い、「自助」「互助」「公助」の連携の下、ともに助け合い支え合う共生のまちをめざします。

基本理念

つながりを みんなでつくる
穴栗のふくし

2. 基本目標

市民同士がともに助け合い支え合う共生のまちをめざし、現状からみえる課題を踏まえ、以下の基本目標を定めました。

基本目標 1

地域福祉を進める担い手を育てます

基本目標 2

みんなで支え合う仕組みをつくります

基本目標 3

適切な支援が受けられる仕組みをつくります

基本目標 4

安全で安心な地域をつくります

3. 施策体系

つながりを
みんなでつくる
宍粟のふくし

基本目標 1

地域福祉を進める担い手を育てます

- (1) 福祉学習を推進し、地域福祉意識を普及啓発します
- (2) 市民活動・ボランティアへの参加を促進します
- (3) 地域福祉を担う人材を発掘・育成します
- (4) 社会福祉法人による公益的活動を支援します

基本目標 2

みんなで支え合う仕組みをつくります

- (1) 地域住民等が集う場・拠点づくりを進めます
- (2) 地域住民主体の見守り・支え合いの関係づくりを推進します
- (3) 誰もが活躍できる機会を確保します

基本目標 3

適切な支援が受けられる仕組みをつくります

- (1) 相談支援体制・情報提供を充実します
- (2) 課題解決に向けた多様な主体のつながりを構築・強化します
- (3) 権利擁護等の取り組みを推進します
- (4) 支援を必要とする人への取り組みを推進します

基本目標 4

安全で安心な地域をつくります

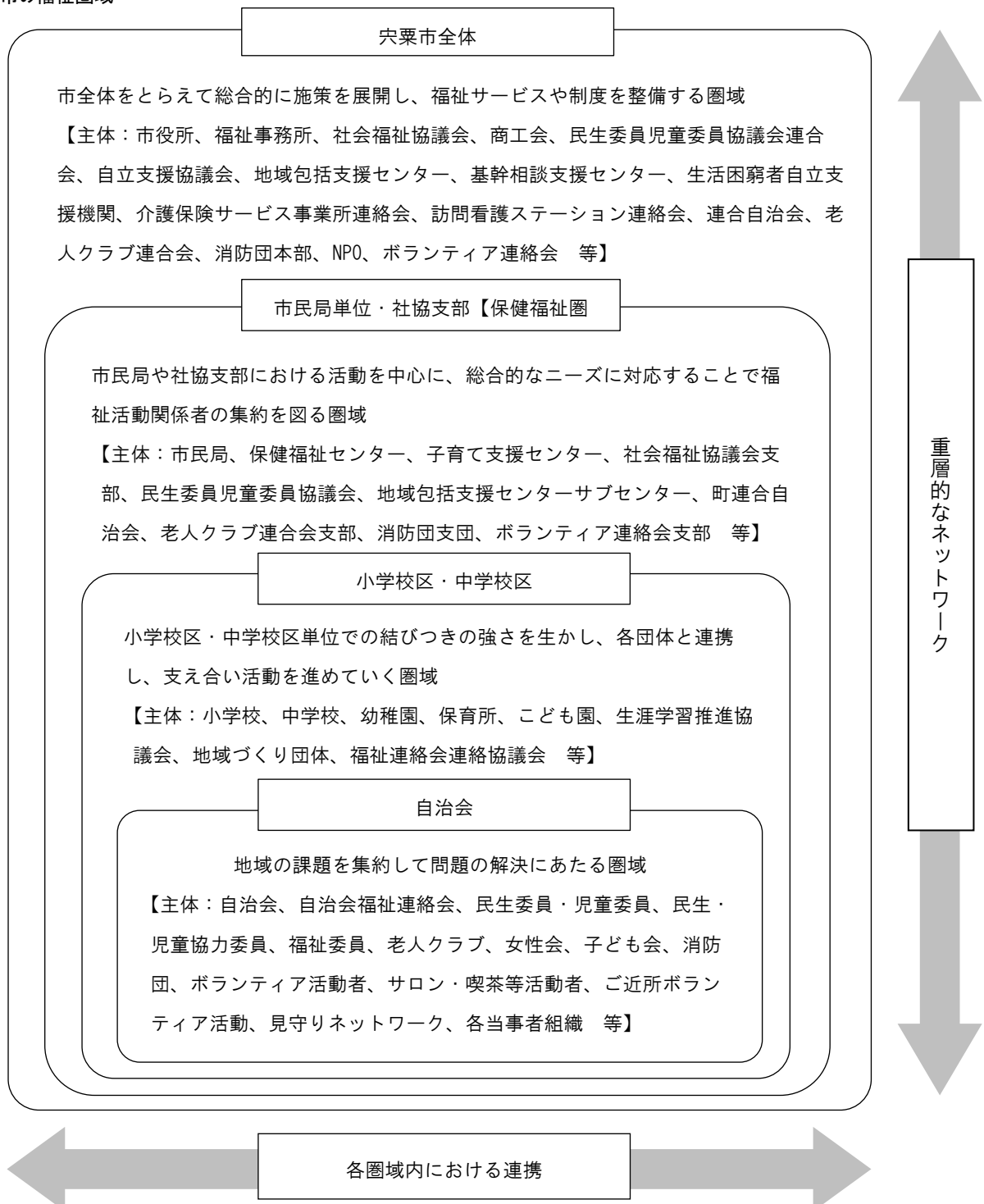
- (1) 地域の防災力を高める取り組みを推進します
- (2) すべての人にやさしい地域をつくります

4. 福祉圏域

地域福祉の効果的な推進のためには、市全体を想定した専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供から自治会等の住民による見守り活動等といった、市全体エリアの大きな圏域から、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

地域福祉推進のための基盤として、本市の解決すべき課題に応じて、福祉活動や事業が効果的に展開でき圏域（範囲）を設定し、取り組みを推進するとともに、圏域を超えた重層的なネットワークの構築を推進します。

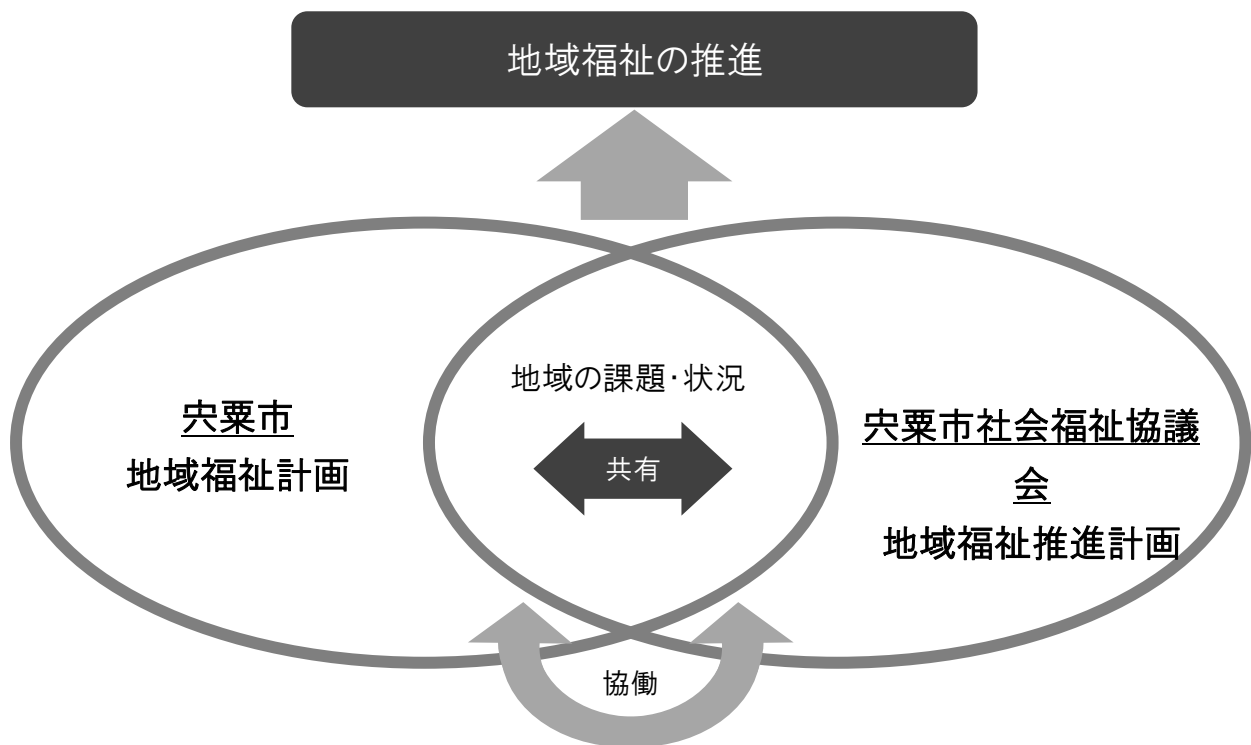
■ 宍粟市の福祉圏域



5. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている公共性・公益性の高い民間非営利組織です。社会福祉協議会は、誰もが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを目的として活動しており、市民の地域福祉活動への支援やふれあい喫茶・ふれあいサロン等の居場所づくり、ボランティア・市民活動センターの運営、介護保険事業・介護予防事業の実施等、様々な活動を行っています。

市の策定する「地域福祉計画」は地域福祉推進のための基本理念や推進に向けた基本的な方向を示す計画です。一方、社会福祉協議会の策定する「地域福祉推進計画」は地域福祉の推進主体である市民、地域で社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業を経営する者の協働による、具体的な活動・行動計画です。2つの計画はともに「地域福祉の推進」を目的としており、地域の課題・状況を共有するなど相互に連携・役割分担をしながら、推進していく必要があります。



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域福祉を進める担い手を育てます

(1) 福祉学習を推進し、地域福祉意識を普及啓発します

施策の方向性

地域福祉の担い手の育成には、福祉に関心を持つ人を増やし、学びにつなげ、活動につなげることが重要です。そのため、関係団体や行政は市民に対し、学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、子どもの頃から、福祉に関して学び、地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことをめざします。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 福祉に関心を持ち、福祉に関して学ぶ場等に積極的に参加します。
- ボランティア講座等へ積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めます。
- 認知症高齢者や障がいのある人に対して理解を深め、正しい知識を身につけます。
- 子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みます。
- 福祉について、世代や立場に関わらず話し合い、考える場をつくります。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○市民の福祉意識の向上のため、福祉に関する学習会やシンポジウム等の開催を推進します。	関係各課
○市広報紙や市公式サイト等を活用し、地域福祉に関する情報や地域福祉計画の内容、理念の共有について情報発信を行います。	関係各課
○地域福祉や地域福祉計画について、市民向けの啓発冊子・パンフレットを作成し、市民や地域の団体、福祉関係機関等に配布・啓発を行います。	社会福祉課
○行政の福祉施策について、学校や地域、関係団体や企業へ市の職員が出向いて講座を行います。	関係各課
○他市事例や先進事例等を収集し、自治会福祉連絡会や学校等に対して情報提供を行い、福祉学習の推進を支援します。	社会福祉課

取り組み内容	担当課
○学校内での福祉学習・人権学習や、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、 「トライやるアクション」等での福祉体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。	学校教育課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	市の職員による福祉に関する出前講座の実施数	8 回	増加
成果 指標	福祉に関心がある人の割合※	85.5%	90.0%

※アンケートで「とても関心がある」「まあまあ関心があると回答した方」



コラム

○地域・学校における福祉学習の事例

穴栗市社会福祉協議会では、「ふくしの出前講座」を行っており、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー等が自治会等に出向き、学習会を開催しています。また、学校においては、社協の職員が学校や教職員と連携し、福祉学習を実施しています。



(2) 市民活動・ボランティアへの参加を促進します

施策の方向性

地域福祉の推進のためには、福祉に関心を持ち、活動に参加した人を継続的な活動につなげることが重要です。市民活動・ボランティア活動への支援を通じて、「楽しい」「やりがいがある」取り組みを提案し、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- ボランティア活動等について関心を持ち、情報を収集します。
- 積極的に市民活動やボランティア活動に参加します。また、既に活動に参加している人は、活動の魅力や楽しさを他の人に伝えます。
- 地域のちょっとした困り事の解決等、小さな取り組みをきっかけに各種活動につなげます。
- 講座等に参加し、市民活動やボランティアのスキルアップに努めます。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組みます。	社会福祉課
○小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。	学校教育課
○社会福祉協議会と連携し、高校生に対してボランティア活動の参加機会の増加を図り、将来の担い手づくりを推進します。	社会福祉課
○地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動や、地域の課題解決に向けた住民の創意と工夫による魅力的な活動の推進を図る「しそう元気げんき大作戦事業」に取り組みます。	市民協働課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度		令和 6 年度
活動 指標	「しそ元気げんき大作戦事業」の実 施団体数	12 団体	➡	増加
成果 指標	地域活動に参加したことがない人の 割合※ ¹	15.8%	➡	10.0%
成果 指標	ボランティア活動に参加したことが ない人の割合※ ²	53.4%	➡	40.0%

※¹ アンケートで「活動したことはない」と回答した方

※² アンケートで「参加したことはないが、機会があれば今後参加したい」「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」と回答した方



コラム

○ボランティア参加促進の事例

ボランティア活動の担い手として、定年退職後の男性が注目されています。退職後は会社中心の生活ではなくなるため、生きがいを見いだせなくなったり、なかなか地域になじめず家にこもりがちになってしまったりするという課題がありましたが、近年、そのような人のボランティア活動への参加支援等が各地で推進されるなど、取り組みが進められています。

(3) 地域福祉を担う人材を発掘・育成します

施策の方向性

地域においては、ボランティアの高齢化や地域福祉を担うリーダー不足等、地域福祉を推進する人材の育成が課題となっています。また、事業所等においては、福祉分野の専門的な人材の確保・定着が課題となっています。関係機関と連携した地域福祉を担う人材の養成講座の実施や地域福祉活動等への支援の実施を通して、地域福祉を担う人材を発掘・育成します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 福祉人材の養成講座等に積極的に参加します。
- 保育士や介護福祉士といった保有資格や福祉職の経験を活かし、地域福祉活動に役立てます。
- 福祉関係の事業所や保育所・学童保育所等にボランティア等として関わります。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○関係機関と連携し、地域福祉コーディネーター等の中長期的な地域福祉を担うリーダーの育成及び専門的な福祉人材の確保に向けた取り組みを支援します。	社会福祉課
○地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成や見守り・支え合い活動の仕組みづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターと連携し、地域住民主体による支え合いづくりを推進します。	介護福祉課
○介護職員やケアマネジャー、医療職、保健師等の専門職が地域福祉を学び、地域と連携した活動を行うことができるよう、研修事業等の実施を推進します。	介護福祉課
○関係機関と連携し、地域福祉に関わる専門職への研修等を推進します。	関係各課
○認知症の人を地域で見守り支える認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターや、地域・職場等における認知症サポーターのリーダー的人材を養成します。	介護福祉課
○生活支援サポーター養成研修の周知・参加を促進し、高齢者のちょっとした困り事の支援者を増やします。	介護福祉課

取り組み内容	担当課
○ひきこもりサポーター養成講座の周知・参加を促進し、地域におけるひきこもりへの理解者や支援者を増やします。	関係各課
○ゲートキーパー研修等、専門職・市民向けの研修会を開催し、自殺対策に関する地域ネットワークの担い手、支え手となる人材を育成します。	保健福祉課
○地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ解決していくコミュニティビジネスの立ち上げを支援し、地域を担う人材育成及び地域の活性化を図ります。	市民協働課
○保育士や介護職員等の福祉職の職場環境の改善や保育の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取り組み等を踏まえ、必要な取り組みの検討を行います。	こども未来課 介護福祉課
○社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生を受け入れます。	社会福祉課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	認知症サポーター養成講座受講者数 (ステップアップ講座を除く)	458 人	500 人
活動 指標	認知症サポーター登録者数(延べ数)	244 人	544 人
活動 指標	生活支援サポーター養成講座受講者 数(延べ数)	11 人	17 人
活動 指標	自殺対策ゲートキーパー研修受講者 数(延べ数)	0 人	150 人



コラム

○地域福祉コーディネーターとは？

地域の課題や困りごとを地域の方々と一緒に解決する調整役のことを指します。コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれることもあります。

○ゲートキーパーとは？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことを指します。穴栗市では市民や専門職向けにゲートキーパー講座を開催しています。

（４）社会福祉法人による公益的活動を支援します

施策の方向性

社会福祉法人は法人の持つ高い公益性をかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら地域における公益的な取り組みを実施することが求められています。市内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を促進するとともに、法人間のネットワーク形成を図ります。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 自治会福祉連絡会等の地域見守り会議等を通じて、市や社会福祉協議会、社会福祉法人等へ地域のニーズに関する情報提供を行います。
- 社会福祉法人は、地域に対し、活動内容を積極的に発信するとともに、地域の課題解決に向けた公益的活動に取り組みます。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○社会福祉法人連絡協議会の設立や社会福祉法人間のネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援します。	社会福祉課
○地域の実情に応じた公益的な取り組みが社会福祉法人によって行われるよう、社会福祉協議会と連携し、地域のニーズに関する情報提供を行うとともに、公益的な取り組みについて市ホームページ等で PR を行います。	社会福祉課
○地域福祉を推進する民間組織の牽引役として社会福祉協議会を位置付け、「丸ごと」のしかけづくりを応援します。また、地域福祉計画と地域福祉推進計画の進捗状況の点検を協働で行います。	社会福祉課

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	市ホームページ等における社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの紹介	未掲載	掲載
活動 指標	社会福祉法人との公益的な取り組み内容にかかる協議の実施	未実施	実施



コラム

○地域における公益的な取り組みの事例

社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取り組み」が責務として定められました。様々な地域生活課題の解決に向けて、以下に掲げる3つの要件のもと、社会福祉法人がもつ施設や設備、配置された専門職や独自のノウハウを生かした取り組みの推進が期待されています。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に対する福祉サービスであること
- ③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

兵庫県の地域における公益的な取り組み

兵庫県では、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの普及推進を図るため、地域住民のニーズを踏まえた積極的かつ効果的な取り組みを行っている高齢者施設を「地域サポート施設」として認定しています。各法人では、配食サービスや介護予防セミナー・講座の実施等、施設の設備・人材を活用した様々な取り組みを行っています。



兵庫県
地域サポート施設
HYOGO-CERTIFIED
COMMUNITY SUPPORT
FACILITY
兵庫県知事認定

基本目標 2 みんなで支え合う仕組みをつくります

(1) 地域住民等が集う場・拠点づくりを進めます

施策の方向性

地域の課題解決のためには、まずは市民同士が集い・交流し、地域の課題を知り・共有することが重要です。様々な人や世代を超えた交流が生まれるよう、場の提供等を通じた支援を行うとともに、地域の困り事を集約し解決する場や団体の活動拠点となるような拠点づくりを進めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 身近な地域で市民が気軽に集える場・拠点づくりを進めます。また、その場・拠点が地域の困り事を「丸ごと」集約し、解決できる場所になるよう取り組みます。
- ふれあい喫茶やふれあいサロン等、地域が交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画したりするなどし、参加者同士の交流を深めます。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○誰もが健康に暮らせるよう、いきいき百歳体操等、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。	介護福祉課 保健福祉課
○既存の施設や空き家等を活用した地域の「拠点づくり」を推進します。	関係各課
○高齢者や障がいのある人、子ども等が世代や地域を超えた交流できる場の提供に向け、関係機関との連携を図ります。	関係各課
○ひきこもり等の社会的に孤立状態にある人等が、気軽に集うことができる場づくりを関係機関と連携し、推進します。	関係各課
○認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできるオレンジカフェ（認知症カフェ）を充実します。	介護福祉課
○自治会集会施設等の改修・改築を支援し、地域における様々な活動を促進します。	市民協働課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動指標	「通いの場」登録者数	1,975 人	2,250 人
活動指標	認知症カフェ設置数	10 か所	増加
活動指標	空き家バンクの登録件数	43 件／年	60 件／年 (令和 7 年度)
成果指標	市の施策における「小地域福祉活動の活性化（支援）」の満足度※	49.6%	60.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○宍粟市の「通いの場」はどんなもの？

宍粟市ではいきいき百歳体操教室を老人クラブ等が主体的に運営しています。いきいき百歳体操教室の後に専門職等を派遣し、より効果的な場の運営を支援しています。詳しい開催場所等については、市ホームページで掲載しています。

○地域の既存施設活用による地域活性化の事例

全国的に、廃校となった学校施設や、空き家が増加しています。近年、その既存施設を活用した地域活性化の取り組みが各地で行われています。

宍粟市でも山崎中心市街地の活性化に取り組んでいる住民グループ「よいまちプロジェクト（山崎中心市街地活性化委員会）」が活動の一環として空き家の活用に取り組んでいます。空き家を飲食店等に再生するなど、資源を活かした魅力のあるまちづくりを行い、観光客や交流人口の増加を通じて地域の活性化をめざしています。

(2) 地域住民主体の見守り・支え合いの関係づくりを推進します

施策の方向性

人口減少やライフスタイルの多様化等により、地域における市民同士の関係が希薄化する傾向にある中、日頃からお互いに関係をつくり、支え合う体制を構築することはとても重要です。関係機関と連携し、地域住民がつながり、支え合うことのできる関係づくりを推進するとともに、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう、取り組みの充実を図ります。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 日頃から積極的にあいさつをするなど、近所との関わりを持ち、地域による困り事への気づきの機会を増やします。
- 他者の困り事に関心を持ち、地域における共有・活動を通して困り事の解決にあたります。
- 地域の見守り活動や自治会活動に参加し、地域コミュニティの輪を広げます。
- 市民だけで解決できない課題は、行政や地域の関係機関に相談するなど、連携して解決にあたります。
- 地域の団体やボランティア等の市民活動への支援、社会福祉協議会の推進するご近所ボランティアへの参加等、地域の支え合いに理解を示し、可能な範囲で協力します。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○地域で活動する事業所と高齢者の見守りに関する協定締結により「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」として高齢者の見守りを行います。	介護福祉課
○ファミリーサポートセンターを通じて、地域における育児の相互援助活動を支援します。	社会福祉課
○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と関係機関との連携強化を進め、地域の実態把握や地域での見守り・支え合い活動の推進等、その活動について支援します。	社会福祉課
○小地域の取り組み紹介や活動団体間の交流の促進等、社会福祉協議会の地域福祉担当者との連携を強化し、小地域福祉活動の更なる推進を図ります。	社会福祉課

取り組み内容	担当課
○青色防犯パトロールを推進し、地域の見守り活動を強化します。	消防防災課 社会福祉課
○児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	関係各課
○地域に残り、将来的に地域の中で暮らす若者が増えていくように、結婚相談や男女の交流イベント等の開催を支援します。	社会福祉課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	宍粟市高齢者地域支え合い活動事業登録企業数	32 事業者	増加
成果 指標	市の施策における「支え合いのまちづくり」の満足度※	36.8%	50.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○見守り・支え合いの具体的事例

地域における見守り・支え合いの事例として、宍粟市で行っている「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」を紹介します。

この事業は、日頃から地域や高齢者宅を訪問する機会のある事業者の協力のもと、高齢者を「見守る」活動です。高齢者を訪問する業務を通じて、高齢者に異変を感じた時に、市や場合に依拠して警察署または消防署へ通報をしてもらう仕組みです。高齢者の孤立防止や体調不良・認知症の早期発見、虐待予防、悪徳商法への対策等の効果が期待されています。

(3) 誰もが活躍できる機会を確保します

施策の方向性

地域福祉を推進するためには、市民がそれぞれ支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現が重要です。市民の誰もがあらゆる分野の活動に参加し、活躍できる機会の確保・提供を推進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 地域での活動に興味を持ち、自ら活動の情報を収集します。
- 誰でも参加がしやすいよう、団体の活動内容等について様々な媒体を用いて情報発信を行います。
- 地域の団体等で、次世代の担い手を育てる基盤づくりに努めます。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○高齢者が知識・技能等を活かし、地域で活躍できるよう、シルバー人材センター事業の拡大等を通じて、高齢者が地域で活躍できる取り組みを推進します。	社会福祉課
○子どもや若者が地域活動に興味を持ち、参加できる工夫や働きかけを行います。	関係各課
○福祉・教育・環境・産業・まちづくり等、分野を超えて人と人がつながる場や環境づくりに取り組みます。	関係各課
○障がいや貧困等様々な課題を抱える人が地域で活躍できるよう、地域や事業所等における理解促進を推進します。	関係各課
○NPOや企業等が市民や行政とともにまちづくりに参画し、それぞれの得意分野を生かし、力を発揮できる環境づくりに取り組みます。	関係各課
○高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	社会福祉課
○地域活動に市職員も積極的に参加し、分野を超えた人のつながりをつくれます。	総務課 全課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	単位老人クラブへの活動費補助件数	118 件	現状維持
活動 指標	シルバー人材センター登録者数	428 人	500 人
成果 指標	市の施策における「地域福祉資源の活用・開発」の満足度※	34.9%	45.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○福祉以外の分野と連携した取り組み（福祉×農業等）の事例

住み慣れた地域で、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現に向けて、分野の垣根を超えた取り組みが注目されています。

＊兵庫県の農福連携の取り組み＊

兵庫県では、障がいのある人の就労の場の拡大及び農業従事者の減少・高齢化の課題に対応するため、農業者と障害福祉事業所との農福連携の取り組みを展開してきました。

令和元年度は、新たに「農福連携マッチング支援事業」としてモデル事業の実施や全県展開に向けたネットワーク会議の実施、「農業者向け農福連携研修会」として農福連携に対する理解促進と支援技術の向上を図る研修会を実施し、県下における取り組みの推進を図っています。

基本目標 3 適切な支援が受けられる仕組みをつくります

(1) 相談支援体制・情報提供を充実します

施策の方向性

様々な生活上の課題や問題解決のためには、困り事がある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりや包括的な相談窓口の設置等が重要です。また、様々な福祉サービスを必要としている人が、サービスを適切に選択して利用できるよう、サービス内容の周知や情報発信の方法等の充実に努めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 心配事や困り事は周囲の人や相談窓口等に相談します。
- 困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、相談内容等必要に応じて、関係機関につなげます。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○市広報紙や市公式サイトのほか、しーたん通信やしそうチャンネル、保健福祉サービスガイドブック等を活用し、身近な相談窓口の周知啓発や福祉サービスを利用したい人が適切にサービスを利用できるような情報提供に努めます。	関係各課
○制度の狭間問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進するとともに、ふくし総合相談窓口の設置に努めます。	関係各課
○手話通訳や音読サービスの実施等、目や耳に障がいがある人等に配慮した情報提供を推進します。	障害福祉課
○社会福祉協議会をはじめとする専門機関・団体と連携し、包括的な相談体制を強化します。	社会福祉課
○地域づくりに関する複数の事業を一体的に実施していくため、支援制度や活動内容等についてわかりやすい情報提供を行います。	市民協働課
○しそう学校サポートチームにより、いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図り、学校や保護者に対する支援を推進します。	学校教育課

取り組み内容	担当課
○「地域包括支援センター」と地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図ります。	介護福祉課
○妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の周知・利用促進を図ります。また、親子同士の交流促進や育児相談等を行う「子育て支援センター」との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。	保健福祉課
○児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」に家庭相談員を設置し、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	保健福祉課
○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	保健福祉課
○すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援を行う「子ども家庭総合支援センター」の活動を推進するとともに、事業の周知・利用促進を図ります。	保健福祉課
○ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援の充実を図ります。また、自立に向けて各種手当や給付金等による支援を行います。	社会福祉課
○障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「基幹相談支援センター」の相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
○生活に困窮している人から窓口や電話による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、生活困窮者自立支援相談の充実や利用促進を図ります。	社会福祉課
○認知症の方やその家族からの相談に対し、認知症地域支援推進員により相談支援の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期相談、早期対応に取り組みます。	介護福祉課
○福祉事務所における相談援助等の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得の促進、研修の実施・参加促進等を行います。	総務課 社会福祉課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動指標	ひとり親家庭からの相談件数	839 件	885 件
活動指標	基幹相談支援センターにおける相談件数	2,916 件	3,353 件
活動指標	生活困窮者からの自立相談件数	87 件	120 件
活動指標	認知症にかかる相談件数	735 件	1,000 件
活動指標	ふくし総合相談窓口の設置	未設置	設置
成果指標	市の施策における「情報提供の強化」の満足度※	44.4%	50.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○高齢者や障がいのある人への情報提供事例

栄栗市では、高齢者や障がいのある人への情報提供として、市のホームページに音声で聞けるホームページ閲覧ソフト（リードスピーカー）の導入、聴覚障がいのある人（登録者）へのしーたん放送内容のFAX・メール送信、障害福祉課への手話通訳者の設置のほか、自宅からの簡易な相談や問い合わせに対応するためタブレット端末を設置しています。

○包括的な相談体制について

近年、高齢者分野では住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、障がい福祉や児童福祉分野でも相談体制の充実等が図られています。また、「制度の狭間」への対応、複合的課題や分野を超えた地域生活課題の解決のため、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

(2) 課題解決に向けた多様な主体のつながりを構築・強化します

施策の方向性

複雑化・多様化する地域の福祉課題に柔軟かつ迅速に対応するためには、庁内の関係課や地域の多様な主体が連携・協働しながら分野横断的に課題に対応することが重要です。庁内における連携体制を整備し、各事例に応じた支援を行うとともに、地域生活課題の解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化を行います。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 日頃から地域とつながりを持ちます。
- 地域で活動する団体同士で定期的な情報共有やネットワークの構築を行います。
- 地域や地域で活動する団体同士で、地域生活課題の発見・共有・解決方法の検討を行います。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○宍粟市地域福祉計画推進会議を定期的を開催し、市の保健・福祉施策を総合的かつ効果的に推進します。	社会福祉課
○庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等に対する連携的な支援や会議の開催等、情報共有や包括的な支援の推進に取り組みます。	関係各課
○地域の相談機能の強化に向けて、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と地域の各団体、専門機関等とが情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取り組みを推進します。	社会福祉課
○地域ケア個別会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行います。	介護福祉課
○要保護児童対策地域協議会において、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を行います。	保健福祉課
○地域自立支援協議会を開催し、保健、医療、福祉、企業等の関係機関が連携し、地域における障がいのある人等への支援体制についての協議を行います。	障害福祉課

取り組み内容	担当課
○「宍粟市自殺対策計画」に基づき、地域全体で問題を共有するために、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会、福祉、経済関係等の団体による自殺対策推進連絡会を開催し、包括的な自殺対策に取り組めます。	保健福祉課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動指標	地域ケア個別会議開催数	19 回	30 回
成果指標	市の施策における「つながりを深めるコーディネート機能の構築」の満足度※	21.6%	35.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○地域ケア個別会議での取り組み

宍粟市の地域ケア個別会議では、高齢者の個別課題の解決に向けて介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、個別ケースの共有や課題の整理、解決に向けた検討等を行っています。

(3) 権利擁護等の取り組みを推進します

施策の方向性

地域で誰もが自分らしく暮らすためには、一人ひとりの権利が守られていることが重要です。成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、市民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 相手を思いやる気持ちを大切にします。
- 権利や人権等についての理解や知識を深め、必要に応じて支援を行います。
- 権利を守るための制度を理解し、必要に応じて利用します。
- 虐待に対する知識を深めるとともに、地域で虐待の兆候を発見した際には、専門機関への通告（通報）等を行います。
- 市民後見人養成講座等に参加し、権利擁護について知識を深めたり、市民後見人として地域での活動に取り組んだりします。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及啓発、地域の身近な存在である市民後見人候補者の養成と支援を推進します。	介護福祉課
○判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、成年後見の市長申立てを行います。	介護福祉課
○比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会と連携し制度の啓発を図ります。	介護福祉課
○DV（ドメスティックバイオレンス）や被虐待児に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成（更新）等を行います。また、児童虐待が疑われる場合の通告義務についても市民への周知啓発を図ります。	社会福祉課 保健福祉課
○高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待に対し、関係機関と連携し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組むとともに、被虐待者への相談支援・自立支援を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 障害福祉課 保健福祉課

取り組み内容	担当課
○高齢者の権利や財産を守り自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターによる支援を行います。	介護福祉課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動指標	成年後見制度に関する相談件数（延べ）	11 件	22 件
活動指標	市民後見人候補者数	4 人	8 人



コラム

○成年後見制度とは？

認知症や障がい等により、判断能力が不十分な人に対し、自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。家庭裁判所が選任した後見人等が本人の代理として契約の締結等を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなど、判断能力が十分でない人を不利益から守ることを目的としています。

また、宍粟市では「西播磨成年後見支援センター」と連携し、市民後見人養成講座を開催しています。市民後見人とは、専門職や親族以外の一般市民による後見人のことであり、家庭裁判所から選任され、本人に代わって契約締結等を行います。

（４）支援を必要とする人への取り組みを推進します

施策の方向性

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるようにするためには、様々な課題を抱え、地域で社会的に孤立しているなど、支援が必要な人を把握し、地域や関係機関が連携し、支援へ結び付けていくことが重要です。生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 困ったときは一人で抱え込まず、周囲に相談したり、様々な機関を利用したりします。
- 地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりします。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○関係機関・団体等と連携し、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援や家計の改善プランの作成等、包括的な支援を行います。	社会福祉課
○医療と介護連携会議を定期的に開催し、情報共有の推進や、市民・専門職に向けた情報発信の強化を行います。	介護福祉課
○地域の中で様々なニーズに対応する障がい者等の当事者組織について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	障害福祉課
○働くことに悩みを抱えているニートやひきこもり状態にある人の把握を行い、専門的な相談や就労支援等、包括的な支援を行います。	関係各課
○生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行います。	社会福祉課
○子どもが自身の望む将来を選択できるよう、子どもの貧困対策として、市内の学校に在籍する生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等を行います。	社会福祉課
○離職等により住宅を失う、または失う恐れがある人に対し、住宅確保給付金の支給を行います。	社会福祉課

取り組み内容	担当課
○保健医療や福祉サービス等を必要とする罪を犯した人に対し、適切なサービスの提供や就労支援等を行い、再犯の防止及び社会復帰への支援に努めます。	関係各課
○自殺対策の推進にあたり、「宍粟市自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行い、総合的な対策を展開します。また、未遂者支援、遺された人への支援にも努めます。	保健福祉課
○創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センター事業の周知や利用促進を図ります。	障害福祉課
○民生委員・児童委員と連携し、地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	関係各課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動指標	専門職及び市民向けゲートキーパー研修の開催回数（延べ数）	0 回	5 回
活動指標	生活困窮者等への就労支援人数	43 人	60 人
成果指標	市の施策における「生活困窮者などへの支援」の満足度※	14.1%	25.0%
成果指標	市の自殺率の改善	（10 万人あたり換算値） 28.1 人 （平成 29 年度）	（10 万人あたり換算値） 21.0 人 （令和 5 年度）

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○宍粟市の自立支援の取り組み

宍粟市では、総合的な仕事の相談窓口として、「宍粟市わくわ〜くステーション」を開設しています。就労の相談から職業紹介、就労支援等、あらゆる人を対象にそれぞれの事情に応じた支援を行っています。

○宍粟市の自殺対策の取り組み

宍粟市の自殺死亡率は兵庫県や全国と比較して高くなっており、特に男性の割合が高くなっています。宍粟市では平成31年3月に「宍粟市自殺対策計画」を策定し、自殺対策の推進において、7つの施策を掲げ取り組んでいます。

～宍粟市の自殺対策7つの施策～

- 施策1 地域におけるネットワークの強化
- 施策2 自殺対策を支える人材の育成
- 施策3 市民への啓発と周知
- 施策4 生きることの促進要因への支援
- 施策5 子ども・若者への支援の強化
- 施策6 高齢者への支援の強化
- 施策7 相談支援の充実

基本目標 4 安全で安心な地域をつくります

(1) 地域の防災力を高める取り組みを推進します

施策の方向性

災害から生命・財産を守るためには、普段から一人ひとりが災害に備えるとともに、日頃から地域における見守りや声かけを実施することが重要です。身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 地域の避難訓練等に積極的に参加します。
- 日頃からの隣近所の付き合いを通じて、災害時等に助け合える関係をつくります。
- 災害情報等をしっかりと受け取れるように、日頃から防災に対する意識を高め、必要物資の備蓄や情報収集を行います。
- 避難行動要支援者名簿を地域で適切に共有し、災害時において円滑に支援ができるようにします。
- 災害時にボランティアとして応急活動や復旧・復興支援に参加します。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。	消防防災課
○防災資機材の購入に対する補助を行い、地域防災力の向上を図ります。	消防防災課
○社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	消防防災課 社会福祉課
○災害時における高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しながら、情報共有や個別支援計画の作成等に努め、平常時から自力での避難が困難な人に対する地域の支援の意識を高め、災害時に備えます。	介護福祉課 障害福祉課 消防防災課
○災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の施設を避難所として利用できる「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」の締結を事業所等に働きかけます。また、指定施設と連携し福祉避難所開設訓練を実施します。	介護福祉課 障害福祉課 消防防災課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	福祉避難所の協定数	15 か所	増加
成果 指標	地域の暮らしやすさにおける「地域の 防災体制」の満足度※	24.6%	40.0%

※アンケートで「満足」「まあ満足」と回答した方



コラム

○宍粟市の地域防災の取り組み事例

自主防災マップは地域の防災力を高める地域の実情にあったオリジナルのマップです。

宍粟市では、「自主防災マップ」の作成を推進しており、市内の自主防災組織に対して、自主防災マップの作り方講習会を開催しています。

(2) すべての人にやさしい地域をつくります

施策の方向性

高齢者や障がいのある人、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようにするためには、環境を整えることが重要です。市の課題でもある、移動に困難を抱える人への支援をはじめ、誰もが使いやすいように施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、情報アクセシビリティへの配慮等を推進します。また、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしい地域をつくります。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- バリアフリー等が未整備の場所や施設では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行います。
- 行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。
- 地域で暮らす様々な人と交流し、相互理解を深めるとともに、お互いを尊重し合います。

市の取り組み

取り組み内容	担当課
○緊急時における情報把握のため、救急医療情報キットの活用促進を図ります。	介護福祉課
○在宅の一人暮らし高齢者等が急病や災害等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、「安心見守りコール（緊急通報システム）」の周知を図ります。	介護福祉課
○徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族等に対し、パソコン等から場所を確認できる GPS 専用端末機を貸出し、見守りへの支援を行う徘徊高齢者等家族支援サービス事業の周知を図ります。	介護福祉課
○認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク」として、事前登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図ります。	介護福祉課
○市広報紙や市公式サイト等により、障がいのある人に対する理解や差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障害福祉課 人権推進課

取り組み内容	担当課
○公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」や市都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	都市整備課 建設課 関係各課
○公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせてバリアフリー化を進めていきます。	建設課 関係各課
○公共施設に障がいのある人や妊婦が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等がわかりやすく判別できるよう、整備を行います。	財務課 関係各課
○外出中に誰でも気軽におむつ交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、公共施設への整備を行います。	関係各課
○市広報紙の音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市公式サイトを運営することにより、情報のバリアフリー化を図ります。	秘書広報課
○屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、移動支援事業（ガイドヘルプ）を実施します。	障害福祉課
○住宅改修制度の活用を促進し、在宅での生活の質の向上を図ります。	介護福祉課 障害福祉課
○公共交通の維持、改善に取り組み、移動に困難を抱える人に対する移動手段の確保に努めるとともに、公共交通の利便性の向上を図ります。	市民協働課
○運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バスの一部補助を行います。	消防防災課
○自力で移動が困難な高齢者等の移動手段の確保を目的として、地域の団体等による自主運行や新たな福祉運行サービスの導入を検討します。	市民協働課 介護福祉課 障害福祉課
○障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、タクシーの利用料金の助成、運転免許取得費、自動車改造費、障がいのある人の通所費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	障害福祉課
○市広報紙や市公式サイト、しーたん通信等を利用し、障がいのある人に対する理解促進、差別の解消等を図るための普及啓発活動や「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」の普及啓発を図ります。	障害福祉課 人権推進課

取り組み内容	担当課
○手話奉仕員養成講座の周知・参加促進により、手話通訳者・手話奉仕員の養成を図るとともに、制度の周知を図り、イベント・講演会等における利用促進を図ります。	障害福祉課
○すべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようヘルプマーク・介護マーク・マタニティマーク等の配布・普及啓発を行います。	介護福祉課 障害福祉課 保健福祉課
○点字図書、大活字本の充実、録音図書・布の絵本の制作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸し出し等を行い、視覚障がいのある人や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	社会教育文化財課 障害福祉課 介護福祉課
○年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、相互理解を深め、お互いを尊重し合える意識づくり・社会づくりのため、関係機関と連携し、すべての人にやさしい地域づくりに向けた心のバリアフリー化の取り組みを推進します。	関係各課
○学校内での福祉学習・人権学習や、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、「トライやるアクション」等での福祉体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。（再掲）	学校教育課

評価指標

区分	項目	平成 30 年度	令和 6 年度
活動 指標	公共交通の利用者数 （路線バス利用者数）	276,838 人	262,080 人
活動 指標	登録手話通訳者数	16 人	20 人
成果 指標	市の施策における「すべての人にやさしいまちづくり」の満足度※	24.3%	35.0%

※アンケートで「満足」「やや満足」と回答した方



コラム

○バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは、高齢者や障がいのある人のため、道路や建物の段差・仕切り等、物理的な障壁の除去を意味しています。一方、ユニバーサルデザインは性別・年齢・国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が利用しやすいものをつくるという考えのもと、考案されました。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインはハード面だけでなく、人々の心の啓発や思いやりの醸成といったソフト面における意味合いも併せ持っています。

○ヘルプマーク・介護マーク・マタニティマークとは

ヘルプマーク…義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、また妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

介護マーク…介護する人が介護中であることを示し、周囲に理解してもらうためのマーク。

マタニティマーク…マークをつけている人が妊娠中であることを示し、交通機関等の利用の際に、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくなるためのマーク。

■ヘルプマーク



■介護マーク



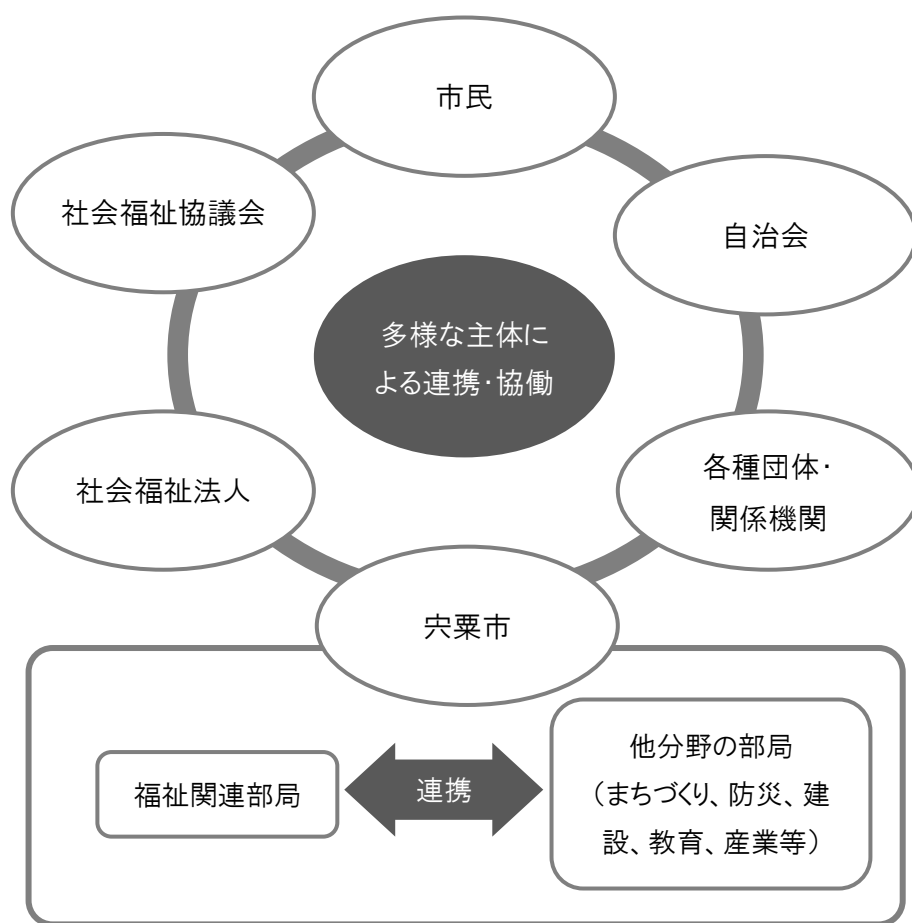
■マタニティマーク



第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進のためには、市民をはじめとして、市・社会福祉協議会・その他関係機関や団体等がそれぞれの専門性を活かし、連携・協働していきます。また、庁内においても、福祉分野だけでなく、まちづくり、防災、建設、教育、産業等の他分野とも適宜連絡・調整を行うなど、一体となった連携体制の下、計画の推進を図ります。

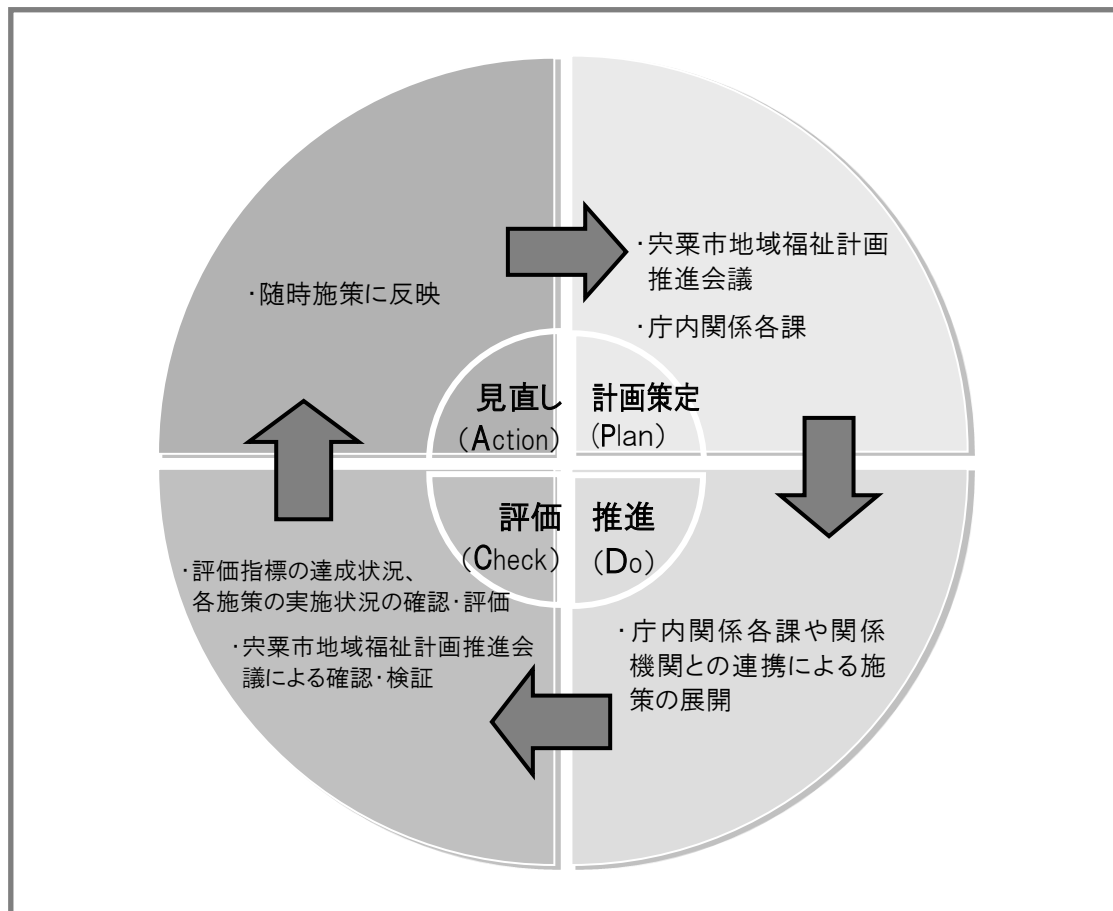


2. 情報提供・周知

市民や地域、関係団体等が地域福祉に対する理解を深め、本計画の取り組みを実践・継続していくことができるよう、本計画の進捗状況や各施策等の情報を、市広報紙や市公式サイト等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3. 計画の評価・検証

本計画では、取り組み状況の客観的な把握のため、評価指標を設定しています。年度ごとに評価指標の達成状況を把握することにより、取り組みの評価を行うとともに、各施策の実施状況等について、庁内関係各課による確認・評価を行います。また、計画の評価を年1回宍粟市地域福祉計画推進会議において確認・検証することで、計画の進捗管理を行っていきます。



1. 宍粟市地域福祉計画推進会議要綱

平成 25 年 11 月 27 日告示第 93 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく宍粟市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直し並びに推進に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、宍粟市地域福祉計画推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会の代表者
- (3) 市内各種関係団体の代表者
- (4) 市民の代表
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉に関する活動を行う者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又

は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 宍粟市地域福祉計画推進会議委員名簿

順不同・敬称略

	区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	ふじわら けいじ ◎藤原 慶二	関西福祉大学社会福祉学部
2	学識経験者	かまい ひろこ ○釜井 廣子	福祉行政経験者 (民生委員・児童委員)
3	社会福祉協議会の代表者	は た の よしのり 波多野 好則	宍粟市社会福祉協議会
4	市内各種関係団体の代表者	なんこう たかちか 南光 隆允 (R1年8月18日まで)	宍粟市連合自治会
		ひらせ じゅんいち 平瀬 順一 (R1年8月19日から)	
5	市内各種関係団体の代表者	おおすぎ しろう 大杉 史郎	宍粟市老人クラブ連合会
6	市内各種関係団体の代表者	はるな すまこ 春名 スマ子	宍粟市婦人共励会
7	市内各種関係団体の代表者	いちつぼ みつえ 一坪 光恵 (R1年8月18日まで)	宍粟市ボランティア連絡会
		しんどう ひろこ 進藤 弘子 (R1年8月19日から)	
8	市内各種関係団体の代表者	すぎもと のりあき 杉本 憲昭	宍粟市福祉支援ネットワーク
9	市内各種関係団体の代表者	おおまえ よしみ 大前 好美	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会
10	市内各種関係団体の代表者	かわづ みつしげ 河津 光重	地域自立支援協議会
11	市内各種関係団体の代表者	たにばやし ゆ み 谷 林 由美	子ども・子育て会議 (主任児童委員)
12	市民の代表者	やまもと まさゆき 山本 正幸	市民公募委員

◎会長 ○副会長

3. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 1 月 8 日(火)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第1回) ・第3期宍粟市地域福祉計画の策定について ・市民アンケート調査について
平成 31 年 2 月 14 日(木)～ 平成 31 年 2 月 28 日(木)	○市民アンケート調査の実施
平成 31 年 4 月 12 日(金)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第2回) ・市民アンケート調査結果について
令和元年 8 月 19 日(月)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第3回) ・計画骨子案(施策体系)について
令和元年 11 月 1 日(金)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第4回) ・計画素案について
令和元年 11 月 28 日(木)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第5回) ・計画素案の修正内容等について
令和元年 12 月 27 日(月)～ 令和2年 1 月 27 日(月)	パブリックコメントの実施
令和2年 2 月 18 日(火)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第6回) ・

4. 用語解説

ア 行

アウトリーチ

福祉的な問題や課題を潜在的に抱えている人で自発的に援助を求めてこない人に対して、支援機関が本人の元に出向いて必要な支援を行ったり、福祉サービスの利用に結びつけたりする活動のこと。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも年齢・身体的条件に関わらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。

カ 行

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族等の総合相談や権利擁護、虐待防止等について地域の中核的な役割を担う機関。

協働

複数の主体が、それぞれの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で共通する課題の解決等のために協力して働くこと。

ケアマネジャー

正式名称を「介護支援専門員」と言い、介護保険制度で、要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け介護サービスの給付計画を作成し、市町村や介護サービス事業者と連絡調整を行う専門職のこと。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、様々な局面で不利益を被ることのないように弁護又は養護する制度の総称。

公助

行政が提供する保健・医療・福祉等の公的な支援・サービス、社会福祉制度のこと。

互助

地域における市民同士の支え合いのことであり、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものを指す。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う場所。

子ども家庭総合支援センター

すべての子どもや妊産婦の福祉に関して、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援などを行う機関。

コミュニティ・ビジネス

地域の様々な課題、問題を解決するためにアイディアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。自主的に地域の多様なニーズを満たす住民主体のビジネスといえる。コミュニティ・ビジネスの事業分野は、福祉・保健・医療、教育、環境、まちづくり、産業支援・地域資源活用、災害支援・安全、観光・交流、文化、芸術、スポーツ等多岐にわたっている。

サ 行

自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。

自助

個人や家庭による地域生活課題の解決のための自助努力のこと。

児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為と定義されている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の担う人のこと。

生活困窮者自立支援制度

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い自立の促進を図る制度。

タ 行

地域活動支援センター

障がいのある人の日中の活動をサポートする機関であり、生産活動や創作活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う。

地域ケア個別会議

地域包括支援センター等が主催し、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人について、医療や介護等の多職種が協働して個別ケースの課題の顕在化と具体的な支援策を検討する実務者会議のこと。

地域自立支援協議会

障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう関係機関が集まり協議する場。具体的には、個別の相談事例への支援のあり方、地域の関係機関等によるネットワークの強化、地域生活に必要な支援に係る情報を収集し、社会資源の開発に向けた提案を行う。

地域福祉コーディネーター

生活圏に近い圏域を主な活動の場とし、地域生活課題の解決とコミュニティづくりを目的として、地域福祉活動の促進を担う人のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、又はあった者からの暴力のことをいい、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的・性的なものなど、様々な形で身近に存在する。

ナ 行

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができる。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を持ち、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

ハ 行

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁を除くこと。社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なバリアの除去を意味する。

ひきこもりサポーター

ひきこもりについて理解を深め、地域でひきこもりに悩む本人や家族を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、自治体等が実施するひきこもりサポーター育成研修を受講した人。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する人のこと。

ファミリーサポートセンター

市町村が設置運営し、子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。

福祉委員

身近な地域での見守り・声かけを基本に、支援を必要としている高齢者や障がいのある人等の相談に応じながら、地域住民と協力し問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障がいのある人、妊婦乳幼児など、一般避難所での避難生活が難しい方に配慮した市町村指定の避難所のこと。

ふれあい喫茶・ふれあいサロン

“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」等の意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っている。本市では高齢者等が地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあい喫茶」「ふれあいサロン」がある。

マ 行

民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

民生児童協力委員

民生委員・児童委員に協力して地域の福祉活動を行うボランティアとして、県知事及び県民生委員児童委員連合会長から委嘱を受けた人をいう。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、性別、国籍等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

要配慮者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人をいう。

第3期穴栗市地域福祉計画

発行年月：令和2年3月

発行：穴栗市 健康福祉部 社会福祉課

〒671-2573 兵庫県穴栗市山崎町今宿5番地15

TEL：0790-63-3067 FAX：0790-63-3140
